

平成 2 7 年 第 2 回 定例会

浦 臼 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 2 3 日 開会

平成 2 7 年 6 月 2 6 日 閉会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第2回定例会 第1号

平成27年6月23日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 報告第 2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について
- 8 議案第35号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第36号 浦臼町ふるさと活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第37号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第38号 第4次浦臼町総合振興計画の策定について
- 12 議案第39号 財産の取得について
- 13 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 14 議案第41号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約について
- 15 議案第42号 空知教育センター組合格約の一部を変更する規約について
- 16 発議第 4号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 17 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会）
- 18 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	斉藤純雄君
副町	長	川畑智昭君

教 育 長	浅 岡	哲 男	君
総 務 課 長	河 本	浩 昭	君
総 務 課 主 幹	石 原	正 伸	君
くらし応援課長	加 賀 谷	隆 彦	君
くらし応援課主幹	中 田	帶 刀	君
長 寿 福 祉 課 長	大 平	雅 仁	君
長 寿 福 祉 課 主 幹	杉 山	優 子	君
長 寿 福 祉 課 主 幹	齊 藤	淑 恵	君
産 業 建 設 課 長	大 平	英 祐	君
産 業 建 設 課 主 幹	横 井	正 樹	君
産 業 建 設 課 技 術 長	馬 狩	範 一	君
出 納 室 主 幹	武 田	郁 子	君
教 育 委 員 会 長	竹 内	富 美 代	君
教 育 委 員 会 次 長			
農 業 委 員 会 長	宮 本	英 史	君
農 業 委 員 会 次 長			
教 育 委 員 会 長	今 田	厚 子	君
農 業 委 員 会 次 長			
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤	浩 司	君
代 表 監 査 委 員	星	和 行	君

○出席事務局職員

局 長	遠 山	敏 温	君
書 記	西 川	茉 里	君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。
ただいまから、平成27年第2回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月26日までの4日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月26日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。
初めに、平成27年第1回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告をいたします。
6月17日に、札幌のポールスターにおきまして、北海道町村議長会第66回定期総会が開催されております。
その中で、役員が一新されまして、新会長に上富良野町の議長西村昭教氏を会長に、新しい役員体制での4年間の議会運営がなされることとなりました。
また、14地区からそれぞれの地区が抱えております諸問題を議案提出され、全員一致で承認をされました。

続いて、6月20日、東京浦臼会が開催されまして、私と小松副議長が参加いたしました。

会員47名が参加され、盛會に懇談会がとり行われまして、浦臼町の近況報告、また浦臼町の郷土の振興発展にご理解とご支援をお願いをしたところでもあります。

次に、監査委員より平成27年3月分から平成27年6月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、報告済みといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成27年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

本日をもって招集いたしました第2回定例会においては、報告2件、議案8本を提出いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第1回定例会以降の行政報告について、お手元の資料をごらんいただき、主なもののみ口頭にてご報告をいたします。

3月12日、6次産業化総合化事業計画認定の証書授与式があり、浦臼第1町内の株式会社石橋グループが授与しております。

生産から加工、販売までを一体的に行うもので、浦臼町では初の認定であり、今後の活躍に期待をしているところであります。

6月20日、東京浦臼会、先ほど議長から報告あったとおりでありますけれども、今回新たに世話人の代表がかわりました。尾田武雄さんという方が鶴沼出身でありますけれども、その方が世話人の代表ということで、あいさつの中で、ふるさと浦臼町のために力を尽くしたいとい力強いあいさつをいただきました。

今後そういった方々と連携を強めて、できることをやっていきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第1回定例会以降の教育行政につきまして、ご報告申し上げます。

なお、事前に報告書をお配りしておりますので、主なものについてご報告させていただきます。

4月8日、みどり幼稚園入園式におきましては、年少14名含め、年中、年長を合わせて新たに18名の園児が入園し、昨年より9名多い35名でのスタートとなりました。

5月21日、翌日の全国町村教育長会議の定例総会並びに研究大会の参加に合わせて、平成27年度浦臼町B&G海洋センタープール修繕助成金の内示決定を受けまして、B&G財団本部を訪れ、関係役員へ感謝の意を伝えてまいりました。

6月12日、浦臼町のいじめ防止撲滅に向け、浦臼町いじめ防止基本方針の施行に伴い、いじめ問題審議会、いじめ問題連絡協議会を立ち上げ、第1回の連携合同会議を開催しております。

このほか、中学校では5月11日から3泊4日で、ふるさと教育をあわせ持った修学旅行を行い、2回目の本山町訪問をしております。

当日は、台風6号の悪天候による交通、大雨等の心配をしておりましたが、大きな影響を受けることなく、本山町教育委員会の手厚いご配慮、おもてなしを受け、無事帰町しております。

生徒たちは予定の日程をこなし、歴史、風土、食の違いを体感し、多くの見聞を深め、さらには新たな友との出会いがあり、今後の成長に大きな糧となったことを信じております。

以上をもちまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、中川議員。

○2番（中川清美君）

平成27年度第2回定例会におきまして、発言の許可をいただきましたので、町長の方へ2点質問をさせていただきます。

本年は、暖冬小雪により農作業も早くより取りかかることができ、順調に田植えも終了しまして、一段落したところでもあります。

また、今後の気象に期待をするところではありますが、長期予報によると、ことしは20年に1度ぐらいのエルニーニョ現象の発生予報もあり、今後は

十分気をつけながら営農に取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございますし、町の方よりも適時営農情報の提供を望むところでもございます。

また、ことしは統一地方選挙の年でもありまして、我が町においても町議の改選がありまして、2回続けて無投票となり、我が町においても残念ながら関心の低さが危惧される結果となり、今後においても改革も必要になってくるというふうに感じられました。

私も当選以来2カ月が経過しておりますが、前期よりもまたより忙しく議員活動もさせていただいております。

また、前回の一般質問におきまして、今回発行されました北の龍馬プレミアム商品券のAコープでの利用を提案いたしました。早々検討いただき、利用可能とされたことに対しまして、また高く評価をするものであります。

さて、今回の国政において、5月26日より空き家特別措置法が施行されて、この法が施行されたことによりまして、町が危険空き家に対し、撤去や修繕を勧告、また命令できることになり、さらに強制撤去も可能となっております。

しかしながら、この場合は行政代執行となり、経費の持ち出しなど簡単にはいかないものと考えるところでもございます。

そこで、今回の第1点目の質問といたしまして、危険空き家の特別措置法の施行による今後の町の対応として、今現在の空き家は大体どれぐらいあるのか、またその中で危険空き家と定義されるものは何戸あるのか、そして危険空き家に対する今後町の指導法はどのようにするのか、この3項目について答弁を願いたいというふうに思っております。

また、第2点目といたしまして、町議の改選に当たり、私もたくさんの町民の方と対話も重ねてまいりました。

4年に1度ということで、ふだんはない機会でもありまして、いろいろな意見や考えを聞かせていただきました。

その中で、私の思うところと一致をいたしまして、同感をいただいた方も多かった意見といたしまして、鶴沼のライスターミナル前の広場に、ぜひパークゴルフ場の新設を望む声が強くありました。

私も町議の仕事としては、町民の声の代弁者ということでもありますので、この辺はしっかりと提案していきたいというふうに思っておりますが、今現在においては晩生内グラウンドとふるさと公園にパークゴルフ場がありますが、現状といたしましては、手狭な上、芝の状態も相当悪くなってきて、非常に技術よりも運で順位が左右されるというような状況も聞いておりますし、しっかりと今後においては立派な施設も望むところでもありまして、また愛好者たちはよく車に乗り合わせまして、町外の方の施設に赴いている状況でもあります。

以前において、前岸町長のときに、いこいの森でも新設の議員からの質問がありましたが、高台への給水や道路などの問題もございまして、現実には

実現には至らなかったわけですが、今回のライスターミナル前においては、もう既に町有地ということでありまして、形状も起伏も少なく給水の手当ても可能でありまして、事業費もそう多くなく施工できるものというふうと考えておるところでありまして、またパークゴルフというスポーツにおいては、老若男女を問わず屋外でできるスポーツの場として、町民はもとより町外の方もたくさん利用していただけるものと考えますが、その必要性を聞かせていただきたい。

以上、2点について質問をさせていただきます。

○議 長

町長、答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

空き家の把握状況ですが、現在は一般住宅及び店舗併用住宅など用途が居住用の家屋について把握しており、本年5月末現在で63軒となっております。

昨年11月22日公布、本年5月26日から施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法においては、空き家等の定義として、住居以外の倉庫や納屋などで使用されていない状態の家屋も対象としていますので、現時点ですべての数を把握できていない状況であります。

次に、危険空き家についてのご質問ですが、新法ではそのような危険な空き家を特定空き家等と定めており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある、また衛生上有害となるおそれがあるもの、景観を著しく損ねるものなど、生活環境面から不適切であるものなどを指して定義づけられております。

さきに説明いたしました63軒の空き家住宅のうち、十分な管理がなされていないと思われる空き家は39軒あります。そのことは認識をしておりますが、そのすべてが危険な状態にあると断定するものではなく、冬期間の管理状況などを注視しながら、必要に応じて、浦臼町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全な状態にならないよう所有者に対し助言または指導を行っているところであります。

今回の法施行により、空き家等の所有者の把握に必要な情報として、固定資産税課税情報の利用が認められましたので、全体を把握できるよう検討し、これまで実施してきました独自条例に基づく行政指導に加え、法律に基づいた所要の措置を講じるとともに、除去などに対する支援策を継続するなど、所有者へ適正な管理を促してまいります。

次に、パークゴルフ場についてでありますけれども、パークゴルフは高齢者から小さな子供まで、世代を超えて気軽にプレーすることができ、自然の中で仲間と一緒に楽しく過ごすことで、心身の健康促進が図られる大変有意義なスポーツと考えております。

1点目、中心蔵の緑地については、建設時の残土等を整地したのみであり、石や雑草が広がる野地状態となっており、利用するためには客土等大規模な造成が必要となります。

パークゴルフ場の造成に関しては、今回の施設緑地を利用する場合、その面積から18ホールのコースが想定されることになり、現在主流となっている36ホールの設定は難しいのではないかと考えております。

仮に18ホールとして建設費を試算いたしますと、表面の改良・整備だけで約1億2,000万円、それに伴う管理棟、休憩施設、駐車場等を含めると2億円を下らない工事費がかかると想定をしております。

山間部への設置と比較すると、少ない事業費と思われるかもしれませんが、最低限の事業内容であっても、決して安価とは言えない事業費であります。

パークゴルフ場自体の有効性は十分認識しており、必要性についても以前から感じているところです。

しかし、今回の用地に関しましては、中心蔵と町道13号線の融雪水や雨水を一時的に滞水するための調整池が設置されており、これにより側溝への急激な流入を防ぐ機能を果たしております。

また、中心蔵は町が所有し、指定管理者であるJAピンネに管理いただいておりますが、将来的に施設の更新あるいは拡張が計画された場合、既存の緑地スペースの活用も考えられることから、現在の施設周辺については、現状のまま管理することが適当と判断をするものであります。

今回ご質問の場所での設置は難しいところですが、生涯楽しめるスポーツとして、また地域内外の人々の交流の場となるパークゴルフ場の必要性は十分理解しておりますので、今後他の事業との優先度を勘案しながら、前向きに検討を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

中川議員、1点目について再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

特定空き家に関する再質問なのですが、前回総務委員会の方で、平成25年に調査をした結果があるわけなのですが、そのときには空き家が76軒で、未管理の状況が48軒という状況でありましたが、今回は空き家は63軒と。そして管理不十分が39軒ということで、数は減っておりますが、非常に町場を見ていると、空き家になった場合は、その住民の方が解体をしていってくれていると、本当に国道を走っていても、そんなに傷んだ空き家がない、そういうのが浦臼町の状況かなということで、いいことだろうというふうに思っておるところであります。しかし町外の方の農村部の方に目を移しますと、非常にもう倒壊、危険な空き家がありまして、また壁とか屋根に張った鉄板も散乱しているような状況でもあります。

その持ち主の方は深川市の方と聞いておりますし、それだとかもう半壊し

たような住宅の跡もあります。非常にそれは国道からも目につきまして、ちょっと大変見苦しいものでもあります。

また、町場においても、既に小学校の近くなのですけれども、通学路というような状況の中において、既にもう倒壊している、それが散乱しているという状況において、不法投棄ではないかというふうにも考えられるような建物もあるわけなのですが、そういうような既にもう倒壊しているような状況に対する今後の措置として、どういうふうな取り組みをされるのか、その点ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

また、今、道の方にも空き家バンクというものがあまして、この空き家バンクの方に情報提供いたしますと、移住希望者はその空き家バンクを利用して、あいている空き家を探すというような状況もあります。

他町村でも、バンクに登録をしております、本当に数軒ですけれども、移住もしているような状況でありまして、浦臼町としてはこの空き家バンクの方に登録をされているのか、その辺聞かせていただきたいといます。

登録をされているのか、それと既に倒壊をしているような状況についての、これは指導というか強い指導を望むのですが、その点について2点お願いしたいといます。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

最初の質問なのですけれども、町でやっておりますリフォーム補助、これも当初の目的は空き家のそういった危険な家屋を何とか整備をしようと、それが最初のスタートだったというふうに思っていますし、この効果によって、今議員言われたように、少しずつ軒数的には下がってきているのかなと、そんなふうに思っております。

今後については、法が施行したという部分も強く出しながら、ただ町がどこまでかかわることがいいのか、それから町がかかわり過ぎると、町でその費用を持ち出すというようなことで、公平性みたいなところもありますので、そこは慎重にしながら、景観を損なわない程度のことをやっていきたいなと、そんなふうに思っています。

空き家バンクについては、担当の課長の方から説明させていただきたいといますけれども、なかなか今古民家とか、そういったものの活用で、地方に移住、定住を促している町村も非常に多いわけでありましてけれども、現状、今のこの数字の中の空き家については、なかなか人が住めるようなところがないという報告は聞いております。

バンクについては、担当の方から説明させていただきます。

以上です。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまの空き家バンクの関係でございますけれども、うちの町は現在のところ空き家バンクには登録はしてございません。

先ほど、議員のお話にもありましたけれども、平成25年、空き家条例を制定する際に、全員協議会でもお話をさせていただきまして、その後、その空き家の所有者に対して、住宅に限りますけれども、全軒、アンケートを出させていただきました。

もし、空き家バンクを設定した場合、登録しても構わないかどうか等々について、アンケートを行いましたけれども、結果はさほど多くはありませんで、物件につきましても再利用できそうだなといういい物件については、次々もう人が入っているような状態ですので、空き家バンクについては今のところ登録もしておりませんし、今のところ登録を考えてはございません。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの答弁の方で、町がどこまでできるのか検討していきたいということですが、今回のこの法の施行によりまして、今回町の方ではいろいろ修繕勧告、また命令はできるわけなのですが、それに対しての規定といたしまして、命令違反には50万円以下の過料を科すこともできると。

また、勧告を受けた物件は固定資産税の優遇も受けられず、税額が最大6倍まで課すこともできますよということでもありますので、そこはしっかりと、だれがやるわけでない、町がやらなければ、私ができるわけでもありませんし、地域住民の方もできるわけありませんので、そこはしっかりと町が責任を持ってやっていただきたいというふうに思うところではありますが、改めてその旨の策を出せるのかどうか、ひとつ強い考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○議 長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

どうしても、きれいにしてくださいというお願い、通知はするのですがけれども、なかなかいろんな事情で、スピーディーにそうやってくれない方がおります。

それをいろんな理由で町がやるときには、費用は町で一時払いをして、相手に請求はするのですがけれども、なかなかそういう人たちは、多分その費用まで町の方に後で返してくれるというか、お金を振り込んでくれるような方ではないのかなというふうな気がしますけれども、いろんな勉強をしながら、少し進めていきたい、検討したいというふうに思います。

以上です。

○議 長

それでは、2点目について再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

2点目のパークゴルフについての再質問なのですが、非常に当時の建設のときの残土の処理であったり、そういうような状況であるということは、今初めて聞いたわけなのですが、この施設、既に町有地でありまして、本当に土地の取得費用もかからないということで、また地下水の方も豊富にあって、十分な水の配慮もできるというような状況もありまして、また本当にJAの組合長の方も、そこでやっていただけるなら、農協としても差し支えないというような返事も聞いておるところでありますので、その辺についてはいいことがあるのかなというふうに思います。

また、非常に今浦臼町のパークゴルフ協会の会長さんもきょうは関心を持っていただいて、傍聴にも来ておりますので、またほかのゴルフ愛好者の方もきょうは傍聴に見えておられます。

非常にこれは注目していると同時に、パークゴルフ協会の方で先日総会もございまして、そのときにこういう施設ができたなら非常にいいということで、協会の方でも既に要望したいという決議もされておるところであります。

そういうこともありまして、非常に関心の高い事業であるというふうに思いますし、またこのパークゴルフという本当にこのスポーツにおいては、老若男女を問わず、家族連れ合いのスポーツでもありますし、また今ある浦臼町のタクシーを利用して移動できる、または場合によってはバスの方でも移動して大会でも開けると、そういったことを考えますと、やはり先輩たちが楽しく老後を過ごせるというような環境づくりにも非常に大きな手段ではないかなというふうに考えております。

現在、愛好者たちは、やはり町外の方に4人ぐらい乗って、乗用車で動くわけであります。

本当に町外へ行くということはやっぱり危険も伴いますし、またその家族の人の話なのですが、ちょっと高齢になると、人を乗せて余り出歩くなというふうな意見も出ているようなのです。

やはり高齢者の方が町外まで動くということについて、非常に大きな危険性も伴いながらの健康増進になっているのかなというふうに感じまして、その点についても少ししっかりと考えていかなければならないのかなと思います。

一応、ホールで、私もいろいろちょっとこう想定したのですが、1億円ぐらいではできるのかなとは、ちょっとこう皮算用ではありましたが、したのですが、大体2億円という私の考えの倍ぐらいはかかるということなのですが、本当に2億円が高いのか安いのか、そういう基準は全くないわけでありまして、この施設をつくることによって、本当に10年、15年、長く利用していただいて、また恐らく浦臼町住民が一番多く利用できるようなスポーツ施設になるのではないかなというふうにも考えるところでありま

す。

そのためにも、やはりこういうこともぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

そこで、現在町の方で以前、町技、町のスポーツは何かというと、バレーボールだったと思うのですが、現在はそういうような規定はもう薄くなって、ほとんど消えてしまったのではないかなというふうに感じます。

そこで、今度その町技という場において、パークゴルフを位置づけできないかなというふうに考えているところでありまして、そういう点も考えて、しっかり町技としての定着を望むところであります。

また、2点目といたしまして、なかなかこの場所は難しいということではありますが、その代替の場所となると、やはりちょっと取得費用だとかいろいろかかってくると思っておるところであります。検討を続けていきたいと、前向きに検討したいという町長の答弁でありました。

そこで、来年、町長の改選時期も迫ってまいりますので、その前にどこか代替地を探せるかどうか、それと2点ちょっとお聞きしたいと。

町技のパークゴルフ化と来年までぐらいに代替地をつくれるかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

私も浦臼パークゴルフ協会を立てたときからやっています、20年になります。傍聴に来ている会長さんとも一緒につくった経緯があるので、パークゴルフに対する思い入れ、理解はかなり一般の方よりは深いのかなという、自分自身は思っておりますけれども、中心蔵の前については、やはり今いろんな町でやっているのですけれども、最低36ホール、さらに言えば54ホールぐらいがあると、いろんな近隣の方たちを呼んでさまざまな大会、そういったものができるというのがありますので、なかなか18ホールというのは非常に厳しいかなというふうに思っております。

ただ、健康スポーツ、高齢者が毎日1キロ、2キロ、3キロ歩くという中では、医療費の軽減にも当然つながってくるわけでありますから、そこは慎重でありますけれども、ちょっと検討はしたいというふうに思います。

それから、町技については私も今バレーボールがなっているのかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、そういったこともこれからいろんな方と意見交換をしていければなというふうに思っております。

一番うちの町でパークゴルフがいいなと思うのは、鶴沼公園の外の農地であります。今非公式ですけれども、持っている方もただでいいから町で使ってみたいな話も来ているのですけれども、農地という部分もありますので、また18ホールで2億円かかるということは、36ホールで3億円以上かかるというようなこともありますので、そこは慎重にしながらも、ちょっと検討はさせていただきたいと。

以上でございます。

○議長

再々質問ありますか。

○議長

発言順位2番、牧島議員。

7番。

○7番（牧島良和君）

第2回定例会に当たり、2点について質問をしたいと思います。

まず、町はクールビズで対応され、定例会における議会のスタイルも、クールビズで今回からノーネクタイ、上着着用ということで対応させていただきま。ご理解をいただいたことに改めてお礼を申し上げながら、闊達な議論にしていききたいなというふうに思っておるところであります。

さて、第1点目、2点目、町長にそれぞれお伺いをいたしますが、今年度の町政執行方針に照らしてどうなのかという点で、特筆すべきというか、中心的に議論をしながら、今後の方向、方針にお互いに確認をしていききたいなというふうに思っているところであります。

27年度方針では、町民が何を望み、課題をどう解決すべきか、そしていかに実現していくか、希望の持てるまちづくりを目標に全力で挑んでまいりました。

地方自治法96条では、普通地方公共団体の議会は、事件の議決をしなければならないとして、大きく議員必携にもあるように15項目について書いております。

27年度一般会計予算では、道の駅つるぬまの建設整備が盛り込まれたところあります。

第1回定例会、3月においては、会期中に予算審査特別委員会が開かれ、審査結果は否決が多数となったところあります。

予算委員会が終わった翌日、3月の18日全員協議会が行われました。

ここでは、ほかの議案の審議が予定されている中で、その経緯の中で午後の時間に、ある人の意見として道の駅関連予算の取り下げを申し出られたところあります。

議会は係る案件については、既に町としても検討委員会を求め、その内容の議論を並行させながら、議会は報告を受け、議員協議会での協議を重ねてきた結果として、町は予算化したものではなかったのか、そうであったものであります。

それを定例会最終日を前にした18日に取り下げとは何だ。端的な言葉の使い方ではありますが、乱暴な言い方ではありますが、率直、そう思ったところあります。

これだけ大きな道の駅を課題として、それら方向性がころころ変わっては大変困る。私の表現としてはこう書くところです。

議会に対して提出すべき議案としては、余りにも協議不足だったか。

また、ある人の意見とは、議会議論の前にあるものなのか。

執行権を持つ側として、議案の正確さ、議案とすることについての相当な反省をしなければならないのではないかというふうに考えるところではありますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目に、マイナンバー制度の施行中止を求めるものであります。

同じく町長に問いますが、住民票を持つ全員にマイナンバーがことし10月からすべての市区町村から番号を通知するカードが郵送されます。

それぞれの事業所は、来年1月から従業員の給与からの税や社会保険料の天引き手続などにも、番号を使うことが義務づけられているため、従業員の配偶者、扶養家族の番号も勤め先に申告することになると言われています。

事業者は、膨大な番号の管理が求められ、システムの更新整備の費用や人的態勢の確保が負担になると言われています。

加えて、全国ではたび重なる個人情報流出が明らかになり、不安の声が高まっているところでもあります。

今、個人情報管理の脆弱性が浮き彫りになっていると思います。

この時期、マイナンバー制度については中止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長

町長、答弁願います。

町長。

○町長（齊藤純雄君）

牧島議員のご質問にお答えをします。

3月の定例会においては、平成27年度の一般会計予算を初め三つの特別会計の予算案を上程し、議会の議決をもって新年度事業に取り組む気持ちでおりましたが、結果的に道の駅整備事業費約5億円強を含む新年度予算案の可決を得ることができなかったわけであります。

その審議過程において、さまざまな方々からご意見をいただき、あの時点では町民の間に十分な合意形成がなされていないと判断し、最終的にご指摘の発言をいたしたところでもあります。

結果として、さらなる混乱を招いたことに対し、その責任を痛感しており、議員の皆様にご不快な思いをさせてしまい、心からおわびを申し上げたいと思います。

今後については、二度とこのようなことがないように、慎重な行動を心がけ、町民とのコンセンサスの形成に努めてまいります。ご理解をいただきたいと思っております。

なお、これまで議案として上程したものは、すべて職員ともども誠心誠意努力して上程しているものであり、今回の件だけですべてが不十分であるものではないと、そのことだけのご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、マイナンバー制度の中止についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法とその関連法案は一昨年(2015年)の5月に成立し公布されているところであります。

議員ご指摘の事業者の負担につきましては、少なからずあるということは認識をしております。

より公平、公正な社会、社会保障がきめ細やかにかつ的確に提供される社会、行政に過誤やむだのない社会、国民にとって利便性の高い社会を実現するため、国民の個人情報保護にも十分配慮しながら導入されるものと考えております。

個人情報流出の件についてであります。日本年金機構から漏えいした個人情報、マイナンバー制度で取り扱う個人番号が項目の一つとなっている個人情報とは取り扱いが違ふものと認識をしております。

まず、今回漏えいした個人情報とは違い、1カ所で管理することができません。

それぞれの機関が所管している情報を保管することとなっていること、特定個人情報を取り扱うネットワークは、一般に使われているインターネットとはつながらないことになっている。通信の暗号化、個人番号の置きかえなど、より高度なセキュリティー対策をとっており、以上のことから、今回の漏えい事件と同列でマイナンバー制度を論じることは適切ではないと考えております。

既に、法は公布されており、国が示すスケジュールに沿って準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

牧島議員、1件目についての再質問ありますか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

まず、1点目の予算に係る経過経緯の考え方、物の見方の点で質問させていただきますが、議会は傍聴者もいらっしゃいますから、1回目の質問はそれぞれに町長サイド、理事者側から答弁書をいただくことになっております。

したがいまして、それをもとにしながら2回目、3回目の質問を再考するという流れでおります。

そこで、まずちょっとお尋ねをしておきたい、確認をしておきたいこととして、私のところにいただいた答弁書の中には、1ページの後段下から3行目、町長のお答えでは、議案として上程してきたものは、すべてにおいて職員ともども誠心誠意努力して上程したものであるというふうにお答えをいただきました。

私にいただいた答弁書は、議案として上程してきたものは、すべてにおいて軽いものではなく、職員ともども誠心誠意努力をして上程したものである。

軽いものでなくという部分は、あえて削除されたのか、発言落としをされ

たのか、その点でお尋ねをいたします。

まず、そのところのお答えをいただいた上で、ご答弁をいただければというふうに思います。

議会は、一昨年来、時間でいえば3年間道の駅にかかわって議論をしてきました。

その道の駅の賛否については、結果が結果ですから、それを現段階で、今後どうするのか、一時休止するのか、後刻質問にもありますけれども、そうしたことが今後の課題としてあるわけです。

議会は所管事務調査を26年の1月21日に行って、昨年の年度中、3月に所管事務調査報告として提出しているものであります。

そのときに、今後残り1年間の中でさらに協議をしていく中で、調査結果としていろいろご意見を農林の委員会は申し上げているところであります。

それらも含めて、町はいろんな検討をしてきたと。

ですから、今回の道の駅の問題で、私は両側面あると思うのですね。議会の側でのやっぱり問題点意識、それから問題点の整理、それらを含めた課題について、どう理事者側に正確にしていくのかという、その責任。

それから、もう一つは、今私が中心的に述べた理事者の皆さん方が職員の皆さんと一緒により具体的に町民にわかりやすく理解されやすく、どうするのかというその課題だというふうに思うのであります。

その前提に立って、今ほど申したように、議会はその与えられた権限の中で、3月の時間を迎えるわけであります。

そういう中で、私たち議員は議員必携というのがありまして、事細かにそれらの内容について議論をする中で、バイブルといいたいまいしょうか、どう見ていくのだということが書かれています。

その地方自治法の中で議会、これは憲法でやっぱりしっかりと位置づいた場所でありまして、ご案内のようにそれぞれに仕事を与えている。

議会と理事者、町の執行者というのはそれぞれに選挙で選ばれると。二元代表制とも言われますけれども、それがそれぞれに暴走しないように、町長には執行権を、それで議会には議決権を与えられて、いろんな形での議論をしていく。

これ、私、ここで何で道の駅だけにこだわってというか、全体の議論をしていく上で、1円の予算執行も5億円の予算執行も、その視点に立ってやるということが前提ですよということを、あえて言いたくて、今のことを言っているわけですがけれども、まさに一つ一つがそういう仕事だというふうに思っています。

それで、地方公共団体は財産を管理し、事務を処理し、行政を執行すると。

ですから、そういう中であって、検討委員会もつくりました。全員協議会も開いていろいろ議論もしてきました。

その上で、町長は議案として3月の定例会に出したもののなのですね。

ですから、その時点では、副長にも言われました、検討委員会をつくった

ではないですかというのは途中で言われました。つくったのです。

私もそうすることが、より町民の意見を吸いやすくするし、形として理事者側のいわゆるノウハウをしっかりとしていく中で、町民の意見も聞き入れる、それをもとにして議会の意見も聞くという、そういう流れ方をやっぱり組み立ててきたはずなのですね。

それを今お答えを正確にいただいていない部分があるのですが、私は質問のところで、議会が議論をして、予算委員会も通って、確かに取り下げいいですよ、修正いいですよとなっている。

なっているのだけれども、予算委員会も通って、会議を目の前にして取り下げるといふ、修正をさせるということも方法としてはありますよ。

だけど、それでは今まで検討委員会が議論してきたことは何なの、全員協議会で議論してきたことは何だったの。

もっと言えば、私、いろいろ悩みながらも賛成しました。町長頑張れと、今回いろいろ問題あるけれども、いっちょやってみれと、そういう思いで私も言いました。

町民が生産物を道の駅を拠点にして生産し、消費者との交流の場所であり、トータルとして大きな予算ではあるけれど、頑張ってみいと、そういう思いで押して、押して、押し続けた私は、げた外されたみたいなのです。

これを同じように、理事者と私の関係ではそういうことがあります。それは議事ですから、そのことについて、ああだった、こうだったということはないけれど、そういう結果としてなっていることをどう見るのか。

もっと言えば、町長が推し進める施策の一つ一つが、1円執行するための施策一つ一つが職員の人たちがいろいろ練りに練って、練って、練って、練って、つくり上げたものの一つ一つなのですね。

それを町長が途中で、本会議を前にして、これ取り下げたとやられては困るよということなの。

前段言った、執行権、それから議決権を持つそれぞれの立場をしっかりと尊重すれば、それはできないはずだと思うのですね。そのことにやっぱり正確に答えてほしいですね。

司法、憲法、地方自治法に照らして、やっぱりなという弁があるのかないのか。

なくてもいいですけども、なかったらちょっと寂しいですけど、そう思いますね。

それから、そのことがどうなのか、それからやっぱり疑問点の一つと、それから質問の部分でお答えをいただきたい。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

最初の、答弁の中で軽いものという部分がありましたけれども、これは当初つくった最初の方には入っておりましたけれども、私がここで話すところに

ちょっと私自身はしよったというか、削除した内容でありますけれど、最初
は入っておりました。私はそれが必要でないという思いで削除しました。

それから、2点目につきましては、やはり私の未熟さといいますか、議会
の中で非常に切迫したぎりぎりのところで否決という、そういうことを今ま
で経験したことが、私自身もないし、町政においても最終的に議長判断とい
うのは初めてだということでもありますので、そういった場面における私の
未熟さが出たのであろうというふうに思って、反省はしております。

本当に今まで一生懸命2年間この件について携わってくれた町民の方々、
それからいろんな官庁の方々に対しても、本当に失礼な発言だったと、今は
反省をしているところであります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

あえて言うまでもなく、自治体の長は、それから議会はということはお互
いに尊重されて、町長のお言葉にあるように、やっぱり関係機関にもそれ相
当のやっぱりノウハウを含めたものとして、情報もいただき、それから考え
方の示唆もいただいたものだというふうに思うのですね。

それで、やっぱりそういう視点でいらっしゃれば、結果としてこの経過、
経緯の中で、私がお聞きした一定の議論をして、町の方向や、よしこれでい
くぞという方向が、18日の時点である人の意見として町長は使って、予算
審議した結果をも修正意見にまで持っていこうとした。

これはやっぱり大間違いだと思ふし、それまでに熟慮を尽くして、尽くし
て、尽くして、上程をさせていると、これは少なくとも1カ月なり、1カ月
半前にはペーパーとして予算書ができるまでにはもうなっていなければなら
ない。私はそう思います。

ある人の意見の上に議会はあることではないですよ。そういう仕事を今
後やりますね。どうですか。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

多くのいろんな方の意見を聞き、最終的に決断をしたのが私でありますの
で、その決断が誤りであったと、悪かったというふうに思っております。今
後そういうことのないように注意をしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

2件目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

したがって、前段文章として載っていた軽いものではなくというのは、み

ずからのその軽さの証明としてあったのだということではないのかなというふうに思います。

次に、マイナンバーについてでありますがお答えをいただきました。

こうしたことについては、少なからずあるというふうには認識されているということでもあります。

それで、あたかもきょうの道新、そしてニュースでもかなりな今回の情報漏えいについての問題が、記事が出ております。

それで、やっぱりこれは本当に予算の上では、新年度予算に多分この番号制というところでの予算化だったと思っておりますが、記載されています。

それで、細かな数字は入札にかかった事項なので、数字は出ていませんけれども、既に町長お答えのように、予算化され、執行されているものだ。

しかし、多くの自治体が、やはりその中で少なからずの心配をしているという内容であります。

それで、個人情報の脆弱性がかなり浮き彫りになっていると。年金機構ばかりではなくて、あちらこちらで。

それで、町長が言われるように、ネットワーク自体がつながっていないこと、それから暗号化、それから番号の置きかえ、より高度なセキュリティーというふうにも書かれているのですけれども、そう言われながら、今の住基法や、それから基本台帳だとか、それから今回問題になった年金機構なども、そういうものだから、大丈夫ですよというふうに言われていたわけなのですね。

それで、だけど漏れてしまうと。今度は体制が違うから大丈夫だよというふうに言われていますが、極めて私はその脆弱性というか、不安がある。

それから、町民にあっても不安を持っているということでもあります。

それで、このカードについて、アメリカでは社会保障番号というふうに言って、これが流出している。不正使用による被害が多く出ている。

それから、韓国でも1億人分が漏えいしている。

それから、スウェーデンでは成り済ましが横行して、犯罪の温床になっている。

ドイツでは、行政機関の番号使用を規制するなど、極めて限定的な運用にしているよというふうに言われていますが、やはりどう仕組みを、それから高度化していっても、これはどこからか入り込んで、そしていたずらというよりも犯罪を犯すというふうになるというふうにするのですね。

それで、ここでの場所では町長は今こうやってお答えいただいているのですけれども、より高度化していく、それから暗号化していくのだよと。多分上級機関からそう言われているのだと思うのですね。

それがやはり本当に大丈夫なのかと。例えば中空知圏域の中での会議のときとか、空知や、それから道での会議のときに、やっぱりそこら辺もしっかりとただしていることが必要だろうと。

多分、今回3月定例会で、うちは出ていることにはなっていませんが、意

見書なり、そうした声が相当数上がるのではないかなと思って、私、予測しているのですね。

それで、ぜひ町長にあっては、やっぱり完璧な情報の守る効果的なシステムというのは、そもそものもとが私らも余りわかりにくい形にあるから、こうせい、ああせいというふうにはならないけれども、そもそも不安のある今の制度仕組みを再度検証していただきながら、やっぱり私の考えは、とりあえず撤回してくださいということなのだけれども、そうした道や管内での議論に、ぜひ提起、提案をしていただいて、そうしたことがより高度な中でも起こり得るのだという認識のもとに協議をしていただいて、撤回の方向を目指していただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

絶対ということはないのでありますけれども、いろんな情報漏えいの原因を見ると、やはりそこに携わる職員の人為的なミス、そういった部分がほとんどではないかというふうな思いがあります。

また、国民、町民がこのマイナンバー制度について、内容を十分理解をしていない。多分浦臼町の町民も言葉は聞いたことあるけれど、どんなものなのだというところかなという思いがありますので、しっかりそこは町としても、町民にこの制度の内容を十分周知をしていきながら、自分自身カードを落とすことのないようとか、いろんなことを住民がまずできるセキュリティー、そういったものも町としては進めていきたい。

そして、またしかるべきところでの発言としては、やっぱり全体的な今回の年金漏えいありますので、そういうことのないよう、そこは強く訴えていきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議 長

発言順位3番、静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、第2回定例会におきまして、町長に質問を1点させていただきます。

個人的な問題でありますけれども、浦臼町名誉町民の推挙についてという

ことでございます。

浦臼町名誉町民として、元浦臼町長であります山本要氏を推挙に値すべきというふうに考えております。

昭和63年春に町長として初当選以来、5期20年にわたる長き町政にご尽力されてきました。

平成3年には、バブル崩壊に加え、浦臼リゾート開発の旧富士銀行の不正融資問題を解決してこられ、平成9年には農業生産法人神内ファーム21を誘致し、浦臼リゾートの土地の再開発事業を現浦臼名誉町民であります神内良一氏と成し遂げてきております。

また、介護施設ゆうあいの郷の開設や本町の基幹産業であります農業の振興のために必要なライスターミナルの建設など、さらには町村合併問題と数多くの事業や難題を整理してこられたことは、今日の地方財政の厳しい中であっても、健全な運営の礎を残してくれたと評価するものであります。

また、平成23年にはこの功績が認められ、国から旭日小綬章を贈られております。

浦臼町名誉町民条例は、本町の振興、文化の交流に著しい功績があった町民の栄誉をたたえることを目的とするというふうになっております。

よって、山本要氏を浦臼町名誉町民の称号を贈ることに相応すると思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思えます。

私、答弁書をいただいているものですが、ちょっと再質問ができるかどうかわかりませんが、個人名なので、慎重に答えをいただきたいと思えます。

以上です。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

元浦臼町長山本要氏の名誉町民推薦についてのご質問であります。山本要氏は5期20年の間、町政の振興発展に数々のご功績を残され、そして厳しい行財政環境の中、今日のまちづくりの基盤を確立していただいたことは、町民皆さんが認める所であり、ただいま議員ご指摘のとおりであります。

退任後も剣道連盟の会長、またそば同好会の会長さんなどでご活躍をいただいております。心から感謝を申し上げる次第であります。

町の名誉町民条例の要件についても、資格は十分満たしていると認める所ではありますが、これまで一度も議会の皆様とこのことについて話し合いをしていないこともありますので、周囲全般にそのようなムードが醸成されていくようなとき、ふさわしいときがきっとあると思えますので、さらに検討をしていきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議 長

静川議員、再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

さっきのは、その町長のムードが高まったときというのはどういうところなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

ムードが高まったときなのですからけれども、こういったものは、やはり一部の人たちの気持ちだけではなくて、町民全体でそのような状況に雰囲気になってきた、そういったときがふさわしいときかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

再々質問ありますか。

○議長

発言順位4番、野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

1番、野崎敬恭でございます。議長より発言の許しがございましたので、町長に高齢者問題、2点ほど一般質問をいたします。

質問に先立ちまして、私はさきに行われました統一地方選挙において、浦臼町議会議員に初当選し、本日このような機会を与えられたことに感謝申し上げます。

私自身、一般行政の経験はございませんが、社会福祉業務、その他さまざまな経験を通し、高齢者の方と接する機会を得てきましたが、これらの経験を生かして、住みよいまちづくり、子供から高齢者まで不安なく住める町になるように、多様な住民の意見、発言をお聞かせいただき、皆さんと一丸となり、議会を通して温かい浦臼町にするために頑張らせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まず、大きな1番の質問をいたします。

高齢者自動車運転免許証自主返納希望者の優遇策についてでございます。

長年運転免許証を取得していた高齢者も、いつかは判断力の低下や体力の低下により、運転免許証の更新をやめたり返納する時が来るものと考えております。

高齢者が運転免許証を自主的に返納することは、毎日のリズムの変化がするばかりでなく、交通手段が限られている浦臼町の高齢者にとっては、医療、買い物などの生活が極めて不便となり、何かと生活が不自由になることから、なかなか決断できないのが実情ではないかと考えています。

また、高齢者の視力の低下、注意力の低下等から、免許証を返納してもまだまだ交通手段の不便さがあります浦臼町では、町民のため町営バスの運行

やスクールバス、タクシーの混乗などで交通インフラに努力していることは承知いたしておりますが、しかし公共交通で近隣の病院及び買い物などの移動には大変な労力がかかるのが実態ではないかと思っております。

運転免許証を返納したいが、自主返納に当たり支援策はないかとの声もあり、最近報道等でも高齢者の運転には厳しい状況にあると思われま

す。そこで、町長においても優遇策の実施時期に来ていると思

います。返納希望者の自主的な運転免許証の返納は、既に他の自治体でも実施されているところであり、浦臼町でも自主返納者に支援等の優遇策が必要と考えられます。

そこで、高齢者の自主的な運転免許証返納希望者に対する優遇策の実施について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思

います。続きまして、大きい2番に入ります。

人口減少対策を兼ね、高齢者独居者の共同住宅についてでござ

います。昨年9月末現在、浦臼町内の75歳以上の高齢者は469人で、人口比22.4%いると聞いております。

これらの方々は、大半が住みなれた浦臼町を愛し、人々との触れ合いのもとで長年住みなれた方々であります。一方老後の不安から、他地域の有料施設や福祉施設にやむなく転出せざるを得ない方が多々見受けられます。

人口対策は、国や道の中でも強く叫ばれ、本町でも当然大きな問題であると考えられます。

多少でも人口減少を食いとめる策として、低年金額の方でも入居可能な高齢者の施設の充実が必要で、あわせて共同住宅やシルバーハウス等の取り組みが必要と考えられます。

そこで、人口対策を兼ねた高齢者独居者の共同住宅に関する町長の基本的な考え方についてお聞かせいただきたいと思

います。以上でございます。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

野崎議員のご質問にお答えをいたします。

全国的に高速道路の逆走など、高齢ドライバーの事故が相次いでおり、高齢運転者数の増加により、事故に占める高齢ドライバーによる事故の割合についても著しく増加をしている状況にあります。

高齢者を交通事故の加害者や被害者にさせないため、自発的な免許証の返納を促し、事故を未然に防ぐという趣旨から、平成10年に道路交通法の改正により運転免許証の自主返納制度が始まっており、各都道府県警察において、PRが行われております。

高齢者の運転免許証の自主返納者への優遇策とのことですが、多くの市町村においても自主返納をされた方に対し、住民基本台帳カードの無料発行など支援事業を実施しており、本町においても前向きに検討していきたいと考

えております。

次に、高齢者の共同住宅についてであります。高齢化率が38%を超える状況下であり、サービスつき高齢者住宅については、専門職の常駐等が必要となるため、行政主導の実施は困難であります。要介護状態にまで至っていない、ある程度自立した高齢者が一カ所に集約して住まわれることにより、各種福祉サービス等の提供がしやすくなるなど、その必要性は認識をしているところであります。

また、今後ますます高齢化が進む中、町民の方が少しでも長く住み続けられるまちづくりが、人口の減少率を低減させるという観点では、重要な人口減少対策でありますので、さまざまな課題もありますが、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

野崎議員、1点目について再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

基本台帳カードの無料発行支援等実施しているということですが、浦臼町においては基幹市町村と申しますか、中空知の中でも重立った市町村に出かけるのには時間等かかることから、自主返納を奨励することにより、事故にならないように、また公共交通利用促進になるように、運転履歴証明書をとっていただき、そして他町村の取り組みなどを参考にし、高齢者の免許証返納を希望者に対して促していただきたいなと思っています。

ちょっと事例でございますが、十勝の方では十勝バス、拓殖バスが警察等の要請により、運転履歴証明書持参の方には、60歳以上からバス運賃を半額で運行してくれるという特典を設けている市町村もございまして。

また、これは大変でかい町のことでありますけれど、浦臼町に当てはめるわけにはいかないのかなとは思いますが、近隣市町村では北竜町が5万円のタクシー券を配布していると。

北竜町は浦臼町と遜色のない町村でありますので、浦臼町においても可能な範囲かなと考えられますけれど、町長のお考えを再度お聞きしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

いろんな町でいろんな支援内容をやっておられます。そういったことも含めて、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

この件について、再々質問ありますか。

2点目の件について、再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

人口減少対策、かねて高齢者独居者に共同住宅施設ということでございますけれど、浦臼町としても浦臼町子ども子育て支援事業や農業後継者の花嫁問題、高齢者の流出を一体とし、浦臼町の人口減少対策を考えてはいかがでございましょうか。

また、今から手を打っていかないと、これからちょうど、そうですね、私たち団塊の世代がますます高齢者となって、今75歳以上が22%ぐらいですけれど、年を老いて、そのパーセントが上がってくるということでございます。

そのために、みんなとは言いませんけれども、他町村の有料施設の方に出ていくようになったのでは、幾ら子育て支援の方を盛り上げて、全体的なトータルな考えでいかないと、人口減少は食いとめることはできないのかもしれないけれど、やわらかくソフトランディングというか、抑えていくことが難しいのかなと思っております。

その点について、再度町長のお聞かせいただきます。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員指摘のように、子供たちへの支援から高齢者の支援というのは、これからの時代必要な部分であるという認識はあります。

サ高住システムは一月入る料金がかかなり高いということで、なかなかうまくいっていないようなうわさも聞いておりますが、今言われる共同住宅、これについては大まかに自分自身のことは自分でやれるような高齢者であれば、それなりの効果があるというふうな考えを持っているところでありますけれども、入っている間にちょっと何かの介護が必要になるとか、ちょっとそういう段階に行ったときに、現状、すぐ特別養護老人ホームに入れるかという、やはり待機者がいたりして、なかなかその期間、それではどうするのだと。1人でいられない、やっぱり介護者がその施設にいるのだとか、お医者さんがいるのだとか、いろんな問題が出てきますので、そういったことも含めながら、慎重には検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

行政の取り組みとしては難しい点もあると思います。

それでも、浦臼町は広域行政の中に入ってやっているわけですが、こと人口問題に関しては広域問題になじまない、やっぱり浦臼町で生まれて、

浦臼町で最後まで過ごしていただくという考えのもと、人口流出を考えていただきたいと思いますので、どうぞ担当職員さんなど、配慮や英知を担ってもらって、浦臼町のためにいかにすべきか、したらよいか、知恵を絞ってやっていただきたいと思います。

以上で。

○議長

今のは要望として受けとめてよろしいでしょうか。

○1番（野崎敬恭君）

はい。

○議長

発言順位5番、折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成27年度第2回定例会におきまして、町長に3点の質問をしたいと思います。

1点目であります。

道の駅の施設整備を今後どのように進めていくのか。

斉藤町長の公約であった道の駅の再整備は、2年間の準備期間を経ながらも、3月定例会において、27年度予算から外され、現段階では白紙の状態に戻ってしまいました。

3月定例会は、新聞で取り上げられたこともあって、例年になくたくさんの傍聴者を集めたのは記憶に新しく、町民の関心が高かったことを示しています。

しかし、その後は、それでは今後の道の駅をどうするのかという議論に発展することもなく、町民の間に議会で反対されたのだから仕方がないという風潮が生まれ、町全体が活気を失ってしまったことが残念でなりません。

今議会に上程される第4次浦臼町総合振興計画の中では、観光部門の主要政策に、道の駅つるぬまを中心とした観光拠点の整備として施設整備を行うことと計画されています。

私は、斉藤町長にいま一度前を向いて、道の駅再整備に向けてチャレンジを始めることを提言するものであります。

①新しい担当職員とともに、前計画のチェックを徹底的に行ってはいかがでしょうか。

②道の駅の建設計画がなくなったことを残念に思っている町民は少なくありません。本年度は町民との対話を積極的に行うことを徹底してはいかがでしょうか。

対話の中で、交流人口の拡大が生きがい需要の取り込みと地域の活性化につながり、町内経済の発展に寄与すること、農畜産物や農産加工品の直売により、農業者の所得増につながることを理解を求め、財源についても町民の不安を払拭すべく丁寧な説明をしていくべきではないでしょうか。

③農産物の生産者グループの増員や組織づくり、新商品の開発や人気店舗

の獲得など、ソフト面の積み上げを先行させてはいかがでしょうか。トップセールスも期待するところでもあります。

2点目の質問であります。

浦臼版総合戦略を町民とともに作り上げて。

平成26年12月に、まち・ひと・しごと創生にかかわる国の長期ビジョン及び総合戦略が閣議決定されました。

浦臼町でもみずからの地域の現状と課題を把握し、その特性に即した地域課題を抽出して、今後5カ年の目標や具体的な施策をまとめ、27年度中に浦臼版総合戦略を策定することになると思います。

①策定までの今後のスケジュールと策定にかかわる委員はどのようになっていますか。

②策定会議とは別に、自分たちの町の課題を町民と共有し、町民とともに浦臼町の将来を考えるため、人口減少問題に特化した町民会議を開き、講師を呼んで講演を聞いたり、町民の声を吸い上げる仕組みを構築すべきではないでしょうか。

③職員には協働コーディネーターとしての役割を担ってもらうため、研修などを受けさせ、優秀なファシリテーターを育てるべきではないでしょうか。

3点目の質問になります。

地域コミュニティの確立に向けて。

人口減少問題として、全国的な課題ではありますが、浦臼町でも高齢者のみの家庭や独居老人が増加の傾向にあり、住民間、世代間のつながりが希薄化しつつあります。

そんな中で、昨年社会福祉協議会が設置した寄り道サロン、5月12日から8月8日まで開催されておりまして、利用者数延べ730名でした。

商工会が設置した街なか休憩所、これは8月20日から10月10日までの設置で、利用者数は延べ886名でありました。このようなサロンでは利用が盛んでありました。

サロンの継続を望む声は今でも多く、ことしも5月11日から、ふれあいステーションにおいて寄り道サロンが開かれています。ことしはボランティアの活動がさらに活発化しています。

このように、人が集うことで会話が生まれ、笑顔が広がり、引きこもり防止や介護予防につながっているし、情報交換が活発になり、問題解決を自分たちの手で図ろうと行動を始めています。

私は、住民自治の視点からも、地域コミュニティの重要性に着目したいと考えています。

平成22年に、自殺予防のための見守りや声かけを行うことから始まった浦臼町地域見守り隊の活動は、日ごろの生活の一部としての活動として継続、発展をし続け、現在ではこの地域コミュニティの確立に向けて、自主的に動き始めています。

①地域見守り隊が自主的な取り組みとして、閉じこもりぎみの方など、皆

が集えるようなサロンの場所を探しています。行政で協力できることはないのでしょうか。

また、町長として町民のこのような自主的な行動をどう評価されますか。

②町長も寄り道サロンで町民との意見交換を図られてはいかがでしょうか。

以上です。

○議 長

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

会議の再開は、午後 1 時 3 0 分といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 5 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

折坂議員の質問に対して、町長、答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅整備事業については、3月の定例会において、僅差と言いながらも議会の賛同を得ることができず、否決されたところであり、2年間に及ぶ町民の皆さんや職員、さらには国道管理者、公安委員会等、大勢の方々のご協力・思いに対して、目標達成の形づくりができず、私自身本当に申しわけなく、その責任を痛感しております。

議会では、議案に対し、是々非々の議論を重ね、最終的に可否を決することは当然のことであり、その結果は重く受けとめています。

3月から数カ月が経過したところですが、次の行動についてのご質問は、私への叱咤激励と受けとめ、感謝しておりますが、今現在具体的な考えを持っているものではありません。

しかし、基幹産業を農業とする浦臼町にとっては、将来へのまちづくりを考えた場合、農業・商業・観光の連携は不可欠であり、このような施設は必要であるとの強い思いは全く変わっていません。

前計画の検証も含め、前向きに進めていこうという気持ちは今も持ち続けていますので、ご理解いただき、今後ともご支援いただきたいと思います。

また、ソフト事業については、道の駅事業に限らず、議員指摘のさまざまな取り組みは理解をしておりますので、今後関係団体や組織と連携をしながら、協議検討していきたいと考えます。

トップセールスのお話ですが、ふるさと納税が大きく伸びている状況はご承知のことと思いますが、浦臼町の農産物の人気をさらに高めるために、PRを目的に首都圏での感謝祭なども検討しながら、いろんなことに取り組ん

でまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いをいたします。

次に、総合戦略についてのご質問ですが、1点目のスケジュールにつきましては、計画策定の時期を10月末を目標としておりますが、実効性のある戦略を策定することが最大の目的でありますので、進捗状況によっては、時期がずれ込む可能性もあります。

策定に当たっては、町長、副町長、教育長及び課長職で構成する浦臼町総合戦略推進本部会議、主幹職及び係長職で構成する総合戦略策定庁内会議において、原案及び素案の作成を行い、議会議員及び浦臼町総合戦略審議会において、素案の協議検討をいただくこととしております。

総合戦略審議会委員につきましては、住民の代表としまして、福祉のまちづくり委員会から2名、PTA連合会、社会福祉協議会、ゆうあいの郷、連合町内会、こども子育て会議委員から各1名、産業界からは商工会、商工会青年部、JAピンネ、JAピンネ青年部、鶴沼ワイナリー、ティ・エスフードシステムからは1名、行政機関では教育委員から1名、教育機関では北星学園大学から1名、金融機関では北門信用金庫から1名、合計16名の委員に今年15日に委嘱状を配付しております。

次に、町民会議や町民の声を吸い上げる仕組みをのご質問でありますけれども、総合戦略会議委員に住民代表の方を数多く委嘱しており、第4次総合振興計画の策定のため、昨年実施した町民アンケートの結果が基礎資料として既にあること、またパブリックコメントの実施についても予定しているため、住民の意向については十分反映が可能と考えており、スケジュール的にも町民会議の開催や3点目の協働コーディネーター、ファシリテーターの育成は難しいと考えております。

3点目の地域コミュニティーについてのご質問ですが、町民の皆さんが集える場所の提供につきましては、今年度、所管課において幾つかの候補地を当たりましたが、条件に合う場所が確保できなかったことから、社会福祉協議会がふれあいステーションに開設する寄り道サロンへのご協力をいただいております。

このような町民の方々によるボランティア活動について、大変ありがたく思っており、行政としても今後しっかりと後押しをしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

折坂議員、1点目について再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

道の駅の施設整備を今後どのように進めていくのかというこの質問を今回上げました私の気持ちとしましては、もちろん町長への叱咤激励もございますが、町民の間でこの道の駅の再整備の計画についての話題が風化していくことを恐れ、もっともっと議論を町民の間から盛り上げてほしいという思い

の中で、この質問を今議会に出してみました。

私は、いつも3月の定例会のときも強く主張いたしました。浦臼町の活性化のために、また農業振興の起爆剤として道の駅の再整備は絶対に必要であるという考えは、今も変わっておりません。

ですから、町長の現在の思いを率直に伺いたいと思ったわけであります。

町長も私と同じ思いであり、将来のまちづくりを考えると、農業・商業・観光の連携、これは不可欠であり、施設の整備は必要であるという強い思いをいまだに持ち続けてくださっているというお答えをいただきましたが、前計画の検証も含め前向きに進めていこうという気持ちはあるが、まだ具体的には何も行ってないというような答弁だったと思います。

検証は素早く行うべきではないかと私は思います。

P D C Aでしたよね、アクションをするためのチェックは遅くないうちに、今のうちにもっともっと掘り下げるべきだと思います。そのことについて、少し質問をしたいと思っております。

まずは、失敗の原因を、つらいでしょうが掘り起こすことであろうと、私は考えております。

議会が反対したのは、どのような民意が働いたのか、それは町民との対話の中から、町長みずからが見出すべきと私は考えています。

今年度はそのことを徹底して、町長みずからやるべきではないかと考えております。

それと並行して、職員のやる気と能力を引き出す、このことをぜひやっていただきたい、このように考えます。

調査研究はもちろんのことですが、固定概念にとらわれない柔軟な発想をもって、また新しい道の駅構想を立てていただきたいという思いがあります。

では、前回の検証をしたいと思いますが、前回は道の駅検討委員会を立ち上げましたが、その意見が全く反映されていなかった計画に仕上がった、そういう言葉が聞かれました。

私は、はっきり言って、職員がファシリテーターとしての役割を果たせなかったことが問題だと思っております。

ファシリテーターというのは、会議の進行役でございますが、皆さんから自由な意見を引き出してまとめる、この作業をしなければいけません。

ここをしっかりとやらなかったために、自分たちの道の駅をどうするのかという検討委員さんの中での共通認識が薄まって、合意形成をしないままにコンサルタント会社に渡して、そこで基本設計、実施設計で2, 450万円というお金を使ってしまった。このお金をむだにしてしまったという苦い経験であります。

この下準備の段階を私はもっと丁寧にやり直すべきだと思っていて、これは本当に時間をかけてやっていきたい、いただきたいと思っております。

町民を巻き込んでいくのです。自分たちの道の駅をつくるという意識を町民の方と一緒に合意形成していくべきだと考えております。

そのための方法として、例えば町民を巻き込むために寄付を募ってはどうか。寄付者の名前のプレート道の駅の壁面に使うとか。

旭川の駅でやっていたと思うのですけれど、プレートが階段のところの横のありました。お名前が書いてありました。

自分たちの道の駅と認識していただくのです。町民の皆さんに。

それから、ふるさと納税の目的を道の駅建設に特化するということもできると思います。

この道の駅の寄付者の名前のプレートもそこに飾るとか。そのプレートを見に来てくれるツアーを企画するとか、いろんなみんなでつくり上げていくという方法はいろいろあると私は思っています。

失敗を恐れずに、前に進むこと、これは今ふるさと納税が好調でありまして1億5,000万円の寄付が今年度、まだ6月なのにこれだけのものが集まっているわけですね。

それだけのよその市町村に行くべき税金がうちに入ってきたわけですね。そのこともこの使い道を考える上で大事なことだと思っています。

これだけふるさと納税が好調だということは、浦臼町には売るものがいっぱいある、消費者の心をつかむ農畜産物がたくさんあるのです。これを売り出すところを浦臼町につくらなくてどうするのでしょうか。

私は、落ち込んでいる暇はないと思っています。計画が遅れることによって、またかかるお金もふえてきます。今は下準備の時間と認識していただき、とにかく町民との対話を町長には率先して行っていただきたいと思っています。

今回の質問は、三つとも私にとってはずっと関連づけた質問でありまして、キーワードは女性と地域連携というふうに思っております。道の駅の成功も女性の活躍にかかっていると私は考えています。

生産者組織がまだできていないではないかという3月の定例会での議員の指摘も反対理由もありました。

グループに入っていないお母さんたちをやる気にさせる。新商品の開発、加工するお母さんたちにやる気を起こさせる、この仕事を例えば役場の職員と一緒に入ってもらって、私はやっていただきたいと思っています。

先日、直売と加工のお母さんたちのグループで研修に行ってきたのですけれども、愛別町の協和農産というところに行きました。

そこはモチ米の生産団地でもともとありまして、もともと機械利用組合のようなお父さんたちの法人化の動きは昔からあるところだったのですが、有限会社化しております。

そこで4人のお母さんたちがもちの加工を始めたのです。たった4人のお母さんたちが始めたこのもちがとてもおいしいと評判になり、だんだんもうかるようになってくるのですね。

そこに目をつけたお父さんたちが、これを会社の商品としよう、自分たちの商品として売り出そうというところで、特定農業法人というふうに認定を

受けて、地域づくり総合交付金事業としてもち工房を立ち上げます。

そういうふうにお母さんたちが着々とやっていたことに、お父さんたちが力を加えることで大きくなっていったのです。

今、ゆめやという直売所が道の駅にあります。道の駅が新しくなるのが、今のままであろうが、お母さんたちは変わらずに野菜を売り続けております。

自分たちでやっている直売所なので、自分たちが高齢化して、もう続けられなくなったら、自分たちで勝手にやめればいいわけですから、気は楽なのです。

だから、自分たちは変わらずここでやっていくという気持ちは変わらないのです。

でも、そこを続けていくことが今大事なので、例えばその直売所に町がかかわることによって、いろんな人が、一部の人だけではなく、浦臼町の農業者のいろんな方がその直売所に物を出せるということになったときに、町の発展につながるのではないかと思ひ、やはりそこで仕事をさせていただきたいという思いが強くなります。

あと農産物のブランド化についても、私は前回の定例会でも意見を出しましたけれども、町として浦臼町の農産物をいかに売っていくか、このことにも力を注いでいく、今その準備を着々と進めていくことで、町民はそういう町長の姿、職員の姿を見て、ああ、町長はやる気なんだと、本気で道の駅を変えていくつもりなんだということがわかる。やることはいっぱいあると思います。

そういう下準備をぜひ今から始めてほしいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

最初の答弁のとおりでありまして、やはり議会の議決というのは重たいものだという思いが一番強いことでもあります。

ただ、なぜ否決をされたのかという中では、やはり町として、私として、民意といいますか町民の声を多く聞く機会、そういったものがやっぱり少し欠けていたのかなと、そういう思いは持っております。

今、折坂議員、たくさんいろんなことを言っていただきました。次に向けてのいろんなアイデア、参考になるものがたくさんあったと思いますので、今のところ慎重にはしますけれども、検討していきたいと思ひます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、今から準備を始めていくという答弁として受けとめていいかど

うかをもう一度お伺いしたいし、そういうお答えが得られるまで、私はいろんな質問を変えてでもこの道の駅の再整備についてやり遂げたく、町長に提言していきたいと思っておりますので、まず準備を始めるかどうかというところをお伺いしたいと思います。

それと職員をどう育てるかということについてなのですけれども、ファシリテーターの話をしましたけれども、そういう会議の進行役をもっとうまくできる職員を育てる、それから町民との接点を庁舎内に残して仕事するのではなく、もっと町に出て職員と町民を交流させる、そういう育て方、いかがでしょうか。

あと直売所に関して、今後どのようなお考えがあるか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議 長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

いろんな要素はあるのですけれども、今ここではっきりと断言することはできないのですけれども、しないとまたずっと折坂議員さんから同じ質問が来るという、それもまたちょっとつらいところがありますので、前向きには進んでいきたいというふうに思います。

また、職員については、いろんな意味で研修機会をたくさん持っていますし、少し足りないと思うのは、やっぱり町内に出ること、生の声を聞くことがちょっと少ないのかなという思いもありますので、今後そういったところは少し前に進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長

直売所の件について。

○町長（斉藤純雄君）

今議員言っていたように、道の駅関係なく一生懸命やられているということなので、それは行政としてもできる部分については後押しをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

次に、2点目について再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

地方版総合戦略についてでありますけれども、策定の審議委員ですね、総合戦略審議委員につきまして、メンバーについて答弁があったわけですが、本当は公募がいいのですよね。

その人口減少問題に関連して、具体的な施策をこれから立てていく、それに興味がある人、強い意見を持っている人が集まって、みんなで話し合うという、そういうものが本当はあれば一番いいのですけれども、公募について

はなかなか浦臼町では難しいということで、充て職と言っては何ですが、そういう形でのいろんな団体の代表者が出てこられるということになります。

今月に委嘱状が交付されているということで、この委嘱状が届いて、その委員の方は総合戦略審議会って何ぞやというようなところから始まるのかなと思うのですね。

もっと人口減少問題については、先ほど野崎議員も一生懸命問題意識を持って質問されておりましたが、町民全体で考えるものだと思うのですよね。

危機意識の共有というか、そういうものをみんなで持ち続けるために、私が提案しました、例えば講師を呼んで後援会をみんなで聞くとか、そういうことで本当に町の存続にかかわる問題ですよ。

そのことをみんなが本当に真剣になって、自分たちの町を愛しているのだけれども、この将来どうしていこうということを本当にみんなが意見を出し合っていくというのが本当のまちづくりの会議だと私は思っています。

特殊出生率というのがありまして、浦臼町は2008年のデータですが1.31というデータがちょっと載っておりました。これは平成25年のデータだったのですけれど、全国で1.43なのですよ。

特殊出生率というのは、1人の女性が一生の間に何人子供を産むかという出生率なのですけれども、全国でも1.43あるのに浦臼町ではそれより低いのですよね。

北海道はとても低くて、1.28という数字が出ておりますが、これは東京、京都に次いで3番目に低い値だそうです。

なぜ北海道がこんなに出生率が低いのかということの原因の中に、収入が低いということも一つの原因として上げられるのだそうです。

だから、浦臼町においても、まずこの出生率を上げることのためにも、この1次産業が中心でありますけれども、収入を上げるということも必要ではないかというふうに考えています。

また、ここでも女性がキーワードなのですけれども、浦臼町は女性が安心して子供を産み育てる希望を見出せる町かどうかということですよ。人口が減らないためには、転出抑制、高齢者がずっと最後まで住み続けられる町かどうか、それから転入促進、学校や就職で出ていった女性を呼び戻す策を考えなくてはいけないと思います。

雇用創出が重要です。女性が働く場。今認定こども園が平成30年にできてこようとしていますが、そこでの雇用についても、浦臼町を卒業して都会で勉強している女性、そういう方を呼び戻していく、そういうことも考えていただきたいと思っております。

それから、地域の連携ですよ。後でも質問しますけれども、地域のコミュニティがしっかりと確立していれば、みんながここで住みたいと、住み続けたいと。年をとっても、不便だけれど、やっぱりここがいいというふうに思っただけなのではないかと、そういうふうに考えています。

そんないろいろな課題があるわけですがすけれども、人口減少問題について、

町長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

審議委員さんの辞令、今月15日に、これは会議をしております。役場の集会室に全員来ていただいて、委嘱状を渡しており、その後今回の審議委員の会議の持ち方、それからいろんなスケジュール等々の説明をしておりますので、委嘱状を出してそれだけということではない。時間もない中なので、1回目からそれなりの説明はしてきたというふうに思っております。

浦臼町、平成16年から平成26年のこの10年間で、20代の女性が60%減っております。20代、30代が主に赤ちゃんを産んでくれる世代というふうにすると、やはり20代の方が60%10年間で減っているという現実を見れば、赤ちゃんがなかなか生まれてこないのも少し理解ができるというふうに思っております。

いろんな原因があるわけでありまして、今子育ての環境をよくして、何とか子育ての負担を少なくしながら、町で住んでもらって、赤ちゃんを産んでもらうと、そういったことも考えておりますし、人口減少の処方せん、特効薬というのは、本当にこれ何をやってどうのこうのというのは、もうないわけでありまして、私がこれだというものは、今のところ頭の中にはありませんけれども、やはり雇用にしても、そういった子育て環境にしても、すべてが連動してくる話だというふうに思っております。

審議会ではその辺のところを含めて、うちの町に合った人口ビジョンが出てくるというふうに思っていますので、そういうふうに期待をしているところです。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

どれだけ女性が浦臼町で子供を産んでくれるかという話の前に、結婚という問題があります。

女性は、なかなか厳しい希望を持っておりまして、やっぱりお金がないとだめだとか、結婚してこの人と楽しい人生が送れるかどうかとか、そういうところを見ていると思うのですよね。

なので、まずその問題もあると思いますけれども、先ほども静川議員と話していたのですけれども、婚活ですね、そういうのも今やるみたいですが、やっぱり農家の収入を上げること、私はここを一生懸命、みんなが努力してやっていかなければいけないのですけれども、そうしないとお嫁さん来ないような気がします。

もっともっと町を活性化させて、同じ第1次産業が盛んなところでも、十

勝の方はもうかる農業ですから、お嫁さんもたくさん来るし、後継者問題はないというふうに聞いておりますね。空知は厳しいです。

そこを乗り越えるための策も必要かなというふうにちょっと考えております。

あと、町民を巻き込んだ会議をといるところについてなのですが、パブリックコメントの実施についても予定しているというふうにご答弁いただいておりますけれども、総合振興計画においても、パブリックコメントを実施しましたが、結局ゼロだったのですよね。

ホームページは公開したのですが、ホームページなどは見られない人は、役場の総務課まで上がってきて、その振興計画を見てからでないとコメントを出せないようになっていまして、わざわざそういうことをする人がいるのかなという、こういうパブリックコメントの実施状況は私はいかにも不親切というか、形だけやっているよというふうには私には見えません。

やはり、みんなで考えていくというところの視点がまだ浦臼町には足りないのかなというふうに考えております。

寄り道サロンですか、ここで次の質問でまた関連なのですが、そういうところでお話したりするのですが、やっぱり道の駅のことにしたって、行政だけがやるものではない、町民の方はおっしゃっていました。

みんなで考えてつくり上げるものだ、絶対行政だけでは無理だと、みんなで合意形成をしてやっていくという、何をするにもそれは今後必要なことだと思っております。

今、そういう時代ですよね。住民との協働で政策を上げていくという、これが主流になっておりますので、そこでファシリテーターの育成は絶対必要だと私は思っています。役場職員の能力向上であります。

うまくふだん意見を言わない人も、会議にはあるかもしれませんが、必ず中立の立場に立って、そういう人の意見も聞き出して、うまくまとめていく、そういうことを繰り返すことによって、合意形成をしていく、そういう技術というか、そういうものを学ぶ機会、いろいろ研修などあると思うのですが、そういうものを受けさせるとか、自主的にそういう研修を受けてきた者には、報奨ではないですけど、何か考えるとか、職員のやる気を起こさせる考えはもう少し町長に持っていただきたいなと思っております。

次の質問の中にちょっと絡むかもしれないのですが、見守り隊のグループワークをやったのですが、ここには優秀なファシリテーターの職員の方がいらっしゃって、本当にすごい活発な意見を皆さんが出すのですね。

だれ一人黙っている人がいなくて、みんなが自分たちの町をよくするために、こうしたい、ああしたいという意見を活発に出せるのですよね。それは会議の進行をしていらっしゃった長寿福祉課の主幹とかいろんな優秀な方がいらして、決して自分の意見は言わないのです。中立な立場をいつも貫いていらして、見守る立場で、住民がどのように意見を出していくか、それを住

民自治まで行くかどうかわかりませんが、そういうグループになるまで育て上げるという意識を持って、そのファシリテーター役をやっていらっしゃるのですね。

そういう職員がふえてくれればいいなど、私は思っておりますが。

パブリックコメントの実施や、それからファシリテーターの育成について、もう一度お答えをお願いします。

○議 長

いろんな計画づくりのときに、パブコメというのはどの団体でもやっていることなのでありまして、全員の声がそこに反映すれば一番いいのですけれど、やはり関心のある度合いによって、なかなか素通りしている町民の方もいると思います。

できるだけ集中しながら、そういったパブコメの効果が出るようなパブコメをしていきたいと、そんなふうに思います。

また、職員のそのファシリテーターといいますか、そういう能力、これは非常にこれからの時代にとっても重要な部分だと思いますので、今議員ご指摘のその保健師さんあたりはそういう能力にたけているのかなという思いもありますけれども、機会あるごとに職員、人材育成についてはいろんな研修を今も行っていただいておりますので、前向きにそこら辺はもっと出ていくようにしていきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議 長

あといろいろたくさん出されておりましたけれど、結婚の条件、農業後継者の嫁がないということでの収入の確保についてということもあったのですけれど、その辺はいかがですか。

町長。

○町長（齊藤純雄君）

婚活というのは非常に難しく、余り強く言うと怒ってくる。大きなお世話的な感じで怒られまして、なかなか一朝一夕でいかないのですけれど、東京浦臼会の方でも、この話題がちょっと出まして、何とかみんなで知恵を出しながら、うまくやっていくように、そしてうちの町には後継者の農業青年がたくさん奥さんを持っていない方がいるということもお話をして、何とか東京の方とも連携をとりながら、少しでも実のあるものができればなという話もしてきましたので、今後そういうことで進んでいけばいいというふうに思います。

○議 長

それでは、3点目についての再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

地域見守り隊が大変成長しているということを町長にご報告したかったのですけれども、町長も御存じということで、いろんなところで、浦臼町では

こういう活動が盛んだというお話をしてくださっているという話は聞いたのですけれども、ご答弁の中では何かボランティア活動についてありがたく思っているというような答弁しかなかったのですが、このグループが本当に住民自治の観点からすごい自分たちの町をどうしようということをみんなで話し合っ、本当に自主的な活動をしているというところに着目をしていただいて、評価をしていただきたいのですよね。

ぜひ、町長にも寄り道サロンへ寄っていただいて、町民の皆さんとそれこそ道の駅どうしたいという話もきっと皆さん、町長が来たら、喜んでいろんな話題を振ってくれると思います。

あのサロンはそういう場所なのですよね。本当に皆さんが楽しそうにおしゃべりをしていて、何気ないおしゃべりなのですけれども、その中にいろんな情報が詰まっていて、家に1人でいたら、こんなこと経験できないわけですから、ただ来るだけで、ボランティアの方たちが非常に楽しみながらそのボランティア活動を行っていらっしゃる場面を私も見てきたのですけれども、ぜひそういうところに町長はお出向きになって、一般町民の生の声をお聞きになることがこれからは必要なことかなというふうに考えております。

長寿福祉課の主幹からは、静かに見守っていただきたいと、私も言われておりますので、私も見守り隊の一員でありますので、その見守り隊の一員としてしっかりこれからもかかわっていききたいなというふうに思っておりますが、それについてしっかりと評価がいただければなと思います。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

基本的にボランティア活動をされている方は、そういう評価を求めてやっていないというふうには思います。

行政がいろんな口出しをしていくと、口出ししやすいものですから、本来の趣旨であるボランティアというか、そういう精神のところまで行ってしまって、なかなかうまくいかない。

行政は、2歩、3歩、下がったところでやっているのが、いろんな地域で成功している事例なのかなというふうな思いがありますので、できる範囲では後押しは本当に最初の答弁のとおりなのですけれども、出過ぎないように、それこそ見守っていききたいというふうに思っております。

そういう場所で住民の声を聞く、生の声を聞くというのは大変有効なことだと思いますので、私も時間があればのぞいていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

サロンの場所なのですけれども、前いろんな場所、候補地を当たったという話ですけれども、庁舎内に使わない場所があるのではないかとこのところ、そこを使わせてくださいというお話があったと聞いておりますが、耐震化の工事でそこは無理という話になったと聞いておりますが、庁舎内にそういうサロンができるということは、大変いいことだなと私は思ったのですね。

だから、とても惜しい気がしたのですけれども、そういうサロンのようなものが庁舎内にあったら、みんなが役場集って、そういうおしゃべりをしていくというところで、また役場ともつながることもあるかもしれないし、そういう場所が庁舎内にあるのもすてきなというふうに、私、思いましたけれども、残念だなという思いでした。いかがですか。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

たまたま今回耐震工事がありまして、国道沿いの方が非常に耐震がないということで取り壊すことになりましたので、ちょっと今の話がもう少し早く来ていれば、またその計画にも乗れたのかなというような思いはあります。

今、1階のロビーの方に匠の技のわざがつくったテーブルがありますね。だから、私はああいうところに麦茶などを置いて、来た人が用を足すまであそこでちょっと話をするとか、そんなことは非常にいいことだというふうに思っていますので、適地があれば協力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

議案書の4ページをお開き願います。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成26年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越ししたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定によりまして、5月31日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容を報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

こちらにある各事業につきましては、平成26年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）及び第11号におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

2款総務費の事業名、地方創生事業費につきましては、地方創生先行型及び消費喚起型に係る事業費といたしまして3,662万5,000円、翌年度繰越額は同額でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金2,881万9,000円、その他道補助金としまして150万円、一般財源630万6,000円でございます。

次に、農林水産業費の事業名、農地整備事業につきましては、農地基盤整備に係る事業費といたしまして295万円、翌年度の繰越額は15万円でございます。

財源につきましては、地方債8万円、その他道の交付金として7万円でございます。

次に、7款土木費の事業名、社会資本整備総合交付金事業につきましては、公営住宅改修に係る事業費といたしまして4,723万円、翌年度繰越額は3,142万2,000円でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金1,523万6,000円、一般財源1,618万6,000円でございます。

以上が、報告第1号の内容でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○議 長

日程第7、報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

議案書の6ページをお開きください。

報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定によ

り浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方自治法の規定に基づき、浦臼町土地開発公社に係る平成26年度事業報告及び決算報告並びに平成27年度事業計画及び事業予算に係る書類を作成し、今回その内容を報告させていただくものでございます。

初めに、平成26年度の事業及び決算状況をご説明申し上げますので、別冊平成26年度事業報告書及び決算報告書の1枚目をお開き願います。

当年度の事業につきましては、平成23年から分譲を開始いたしました田宮団地分譲地3区画を平成25年度で完売し、平成26年度に1区画を追加分譲いたしまして、同年度に売却するに至ってございます。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては2回開催してございます。内容は記載のとおりでございます。

続きまして、決算状況をご報告いたしますので、次ページの浦臼町土地開発公社決算報告書の(1)決算運用書をごらんください。

○議 長

ちょっと待ってください。

今石原主幹説明されている資料、皆さんありますか。ないと思いますが。

○議 長

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

石原主幹、資料については最初から説明をお願いします。

○総務課主幹（石原正伸君）

済みません。資料が届いていなくて申しわけございません。

初めに、平成26年度の事業及び決算状況についてご説明申し上げますので、別冊の平成26年度事業報告及び決算報告書の1枚目をお開き願います。

当年度の事業につきましては、平成23年度から分譲を開始いたしました田宮団地分譲地3区画を平成25年度で完売してございます。26年度につきましては区画の追加分譲をいたしまして、同年度に売却に至ってございます。

次に、理事会の開催状況でございます。当年度につきましては2回開催してございまして、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、決算状況をご説明いたしますので、次のページをお開き願います。

浦臼町土地開発公社決算報告（１）の決算運用欄をごらんください。

収入につきましては、前年度繰越金が１，１９７万４，７４２円、公有地売却収入が２２８万７，８２４円、受取利息が３，８１１円となっておりまして、合計で１，４２６万６，３７７円でございます。

歳出につきましては、次のページをお開き願います。

事業費といたしまして、排水工事費が１３３万８，１２０円、人件費及び経費の一般管理費が１５万７，８３０円、繰越金が１，２７７万４２７円となりまして、合計で１，４２６万６３７円となっております。

詳細につきましては、次ページ以降の貸借対照表損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録並びに出資金明細書をご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、平成２７年度事業計画及び収入支出予算についてご説明申し上げますので、別冊２７年度事業計画及び収入支出予算書の１枚目をお開き願います。

平成２７年度の事業計画につきましては、第４次浦臼町総合振興計画と整合を図り、新たな住宅地分譲事業等の計画策定や店、土地の販売等について検討してまいります。

平成２７年度浦臼町土地開発公社収入及び支出の予算でございますが、今年度予算額総額１，２７７万２，０００円を計上しております。

詳細につきましては、次ページ以降をごらんいただきたいと存じますが、収入につきましては前年度繰越金１，２７６万９，０００円、取引利息３，０００円を計上しております。

支出につきましては、一般管理費として３８万３，０００円、予備費で５万円、繰越金１，２３３万９，０００円を計上しております。

以上が、概要を説明申し上げます。浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第２号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については報告済みといたします。

◎日程第８ 議案第３５号

○議 長

日程第８、議案第３５号 平成２７年度浦臼町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

議案第35号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度浦臼町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,349万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,777万7,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

平成27年6月23日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

1、変更、起債の目的、行政センター大規模耐震改修事業、限度額を1億410万円から1億540万円に変更するものでございます。行政センター改修工事の詳細が確定しまして、起債協議の結果、起債対象事業費が追加変更となったものでございます。

次に、雪寒機械購入事業でございます。限度額を1,460万円から2,950万円に変更するものでございます。除雪用ロータリー車両の購入に係るもので、補助配分額の減額により起債借入額を追加変更するものでございます。

次に、小学校大規模改修事業でございます。限度額を6,330万円から6,930万円に変更するものでございます。小学校大規模改修工事の詳細が確定しまして、起債借入額の追加変更をするものでございます。

いずれも起債の方法につきましては、証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定をするものによります。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の歳出より説明を申し上げますので、9ページをお開き願います。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額45万8,000円の追加でございまして、主なものは15節工事請負費におきまして、ふれあいステーショ

ン男子用便所の洋式化に伴う費用としまして38万2,000円を追加するものでございます。

2目財政管理費、補正額5,000万円の追加でございます。こちらはふるさと納税寄付金として5月29日まで8,600件、約1億3,100万円の申し込みをいただいております。5月29日までの受領済みの額は1億1,000万円でございますので、25節積立金につきまして、ふるさと浦臼応援基金に積み立てをするものでございます。

8目諸費、補正額3,336万7,000円の追加でございます。ふるさと納税記念品贈呈に係る費用としまして、9月末までの寄付件数を1万5,000件と見込みまして、8節報償費におきまして補正額3,000万円の追加、12節役務費において郵便料等の経費として82万2,000円を追加するものでございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、さきに浦臼町連合町内会から財団法人自治総合センターに助成申請してございましたコミュニティ助成事業の交付が決定となりましたので、地域コミュニティ活動に活用するテント8張りを購入する費用としまして、連合町内会へ補助金254万5,000円を追加するものでございます。

3款民生費、2項5目児童福祉施設費、補正額993万6,000円の追加でございます。認定こども園開設に向けた準備といたしまして、1節報酬におきまして検討委員13名の報酬として5回分を見込み、21万6,000円の追加、13節委託料におきまして、基本設計業務に係るものとして972万円を追加するものでございます。

11ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額324万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、水稻種もみ購入費助成事業としまして、27年度産米分正規販売の種もみ20キロ1袋に対し1,080円を助成するもので、3,000袋分を見込むものでございます。

6款商工費、1項2目観光費、補正額621万3,000円の追加でございます。主なものは現在の道の駅の9月以降の維持管理費に必要な経費といたしまして、13節委託料につきまして、トイレ清掃など管理業務として171万8,000円の追加、19節工事請負費におきまして、道の駅駅舎のトイレ内部及び屋根外壁の一部修繕工事並びにいこいの森トイレの洋式化工事等に係るものとして383万5,000円を追加するものでございます。

7款土木費、1項3目橋梁維持費、補正額170万円の減額でございます。こちらは社会資本整備総合交付金事業として、橋梁の長寿命化に係る設計及び補修工事を予定してございましたが、交付金の内示額が減額となりましたことから、事業内容の一部を変更するものでございます。

13節委託料につきまして、1号橋調査設計業務の費用を追加し、15節工事請負費におきまして、予定しておりました橋梁1橋分の補修工事を減額し、次年度以降に先送りするものでございます。

8款消防費、1項3目排水機場管理費、補正額63万6,000円の追加

でございます。11節需用費につきまして、春の点検により地下重油タンクの液面指示計の不良及び非常用発電機、非常用バッテリーの不良が見つかりましたので、それらの修繕に係るものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額51万9,000円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、教職員住宅の給湯設備改修としてボイラー設備及び配管等に係るものでございます。

13ページをお開き願います。

6項2目保健体育施設費、補正額3,847万7,000円の追加でございます。15節工事請負費でB&G財団から6割の補助を受けまして、海洋センタープールの鉄骨塗装や上屋シート、プールサイドなどの改修工事に係るもの及び老朽化によりふるさと運動公園内の外灯を修繕するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額150万円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、融雪水により北1線川の護岸積みブロックが崩壊しており、延長約7メートルの護岸復旧工事に伴うものでございます。

歳出合計1億4,349万2,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

主なもののみ説明申し上げます。

16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄付金、補正額5,000万円の追加でございます。5月29日までの寄付金の受領額との差額を追加するものでございます。

18款諸収入、3項2目雑入、補正額2,290万円の追加でございます。1節雑入におきまして、宝くじ社会貢献広報事業の一環として交付されますコミュニティ助成事業の助成金として250万円の追加、またB&G海洋センターの修繕補助金として2,040万円を追加するものでございます。

19款町債、1項3目土木債、補正額290万円の減額でございます。橋梁長寿命化事業の内容変更により借入金を減額するものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額7,360万円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ1億4,349万2,000円の追加となっております。

以上が、議案第35号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑あり

ませんか。

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

地方債の件で2点ほどお伺いしたいと思います。

雪寒機械購入事業で、除雪ロータリーを予定しているということですが、その補助配分額が減ったと。最初の予定と変わった配分の数字と、なぜそのようなことになったのかをお伺いしたいのが1点と今回この雪寒機械については作業費の中に夏場の草を刈ったりするモア等については含まれているのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

当初、建設機械の補助率なのですが、国の一応決まっているその補助率というのが、事業費に対しまして3分の2が補助される予定でした。それが国の予算の都合上ということで充当される金額が3分の2といたしますと、大体67%なのですが、国のその内示としまして、今回のその事業費に対する配分額として35%しか当たらなかったという結果でございます。

2点目の草刈り機械については、今回の機械導入費には含まれておりません。

以上です。

○議 長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

作業費のモアについては計画的にはどうなのでしょう。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

今回のこの議決を経まして、その決まった会社と随意契約で草刈り機械を購入するというので考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

5番、折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

10ページになります。総務管理費の中の連合町内会でコミュニティ助成事業補助金でテント8張り買うということでしたが、これ町内会の持ち物になると思うのですが、どのような場合に使うことを想定して買われたのか、この保管はどうするのですか。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、テントの使用ですけれども、各種イベント等に使う予定をしてございます。もちろん連合町内会の持ち物ですので、各町内会で行事を行いたいということがあれば使用はできるような形になっております。

管理につきましては、連合町内会にお任せするというのも難しい状況ですので、実際の管理については町で管理を行っていきます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

12ページになります。

商工観光費の中の工事請負費です。道の駅つるぬま駅舎改修工事にはこの中の幾らが使われて、どのような改修を行うのですか。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

折坂議員の質問にお答えします。

15節、工事請負費の部分でございます。道の駅つるぬま駅舎改修工事の中身としまして、外壁北側サイディングがちょっとはげていますので、落雪等による破損がありますので、その改修と屋根塗装改修工事の部分におきましてはウレタン塗装で、雨漏り予防ということで考えてございます。

3点目につきましては、トイレ内の内部改修工事、長尺シート等張りかえとドア改修等が入っております。あと入り口アルミの部分につきましても、一部滑車交換が考えられております。あと電気の取りかえということで、旧式の電気で低いものでありますので、現在に合っていないということで、電気2台取りかえるという内容で改修工事を行う計上をさせていただいております。

以上です。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

金額等は、これから入札等ございますので控えさせていただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

6番、静川議員。

○6番（静川広巳君）

水稲種の助成金なのですが、どういう形でいつごろ補助金の交付がされるのかお伺いしたいと思います。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

静川議員の質問にお答えいたします。

負担金及び補助金でございますけれども、水稲種もみ購入助成ということで、平成26年度産米価の低迷を受けた状況もございまして、水稲種もみの購入費の一部を助成し、農業経営の推進を図るものでございます。

対象者といたしまして、浦臼町に住所を有する農業者、現在約、押さえている数字といたしましては、全農業者195軒、米の農家がそのうち約138軒ございまして、7割の農家の方にこの助成が交付されていくのかなと考えております。

対象内容でございますけれども、平成27年度産米の生産のために農業者が購入した水稲種もみ、平成26年11月から平成27年4月に購入したものの出資法に基づき適正販売されたものに限りまして、助成額に対しましては、購入した種もみの種類、用途、購入価格にかかわらず、20キロ単位でございますけれども、10キロ単位まで見まして、540円の区分で交付していきたいと思っております。

支給時期につきましては、6月、今週あたり農協の方で種もみの組勘等の処理がされる予定と聞いてございますけれども、6月中には農家の方に振り込みができるように至急に計画を立ててございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

7番、牧島議員。

○7番（牧島良和君）

2点お伺いします。

12ページですが、先ほど工事請負費の関係での表題、道の駅つるぬま公園施設修理等工事と真ん中になっています。

それで、上段の道の駅は今ほどわかりましたが、トータルとして鶴沼公園施設の改修工事というのはどこら辺を指すのか、それから排水機管理工事で修繕料が上がっていますが、先ほどバッテリー、それから発電機、それからもう一つ何かを言われたかなというふうに思うのですが、これは昨年ですか、オイルオーリング等の改修をしたとき以後の発見というふうに理解をしてよろしいのか。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

牧島議員の質問にお答えいたします。

鶴沼公園施設改修等工事でございます。主な内容につきましては、国道縁に立ってございます中空知広域観光ルート案内板の廃棄処分に係る処分料が1点でございます、2点目につきましてはエレキスワンボート用の電源設置のための工事を予定してございます。その2点の合わせた改修工事という名称を使わせていただいております。

○議 長

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

牧島議員のご質問にお答えします。

排水機場の修繕費の関係ですけれども、毎年春に始動する前に運転をしてございます。その際に不良箇所が見つかったということで、2点の修繕でございます。

1点は先ほどおっしゃっていましたがバッテリーの触媒の交換ということと、もう一点は地下重油タンクの計測計の誤差が生じてございますので、その計測表示計の交換ということの内容になってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第35号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第35号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第36号

○議 長

日程第9、議案第36号 浦臼町ふるさと活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○長寿福祉課長（大平雅仁君）

議案第36号 浦臼町ふるさと活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町ふるさと活性化センター設置及び管理に関する条例（平成3年浦臼町条例第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、ふるさと活性化センターの和室、中会議室及び調理実習室に電気式冷房機、俗に言うエアコンでございます。これを設置することにより、各室及び冠婚葬祭等の冷房料金の設定が必要になったために、今回提案するものでございます。

8ページをお開きください。

ここにおきまして、別表が二つあると思いますが、その部分の冷房料のところをごらんください。

まず、各室使用料でございますが、冷房料、今までは研修室等につきましては200円、これは今までどおり設置されております。新たに設置されたのが和室、中会議室、調理実習室で、それぞれ1時間当たり200円を設定したものでございます。

ただし、調理実習室につきましては、ほかの部屋と兼用で使う場合がございます。こういう場合につきましては調理実習室分については使用料は無料になっております。

冠婚葬祭等、これについては行事1回当たりの値段を設定しております。これについては冷房料、これについては今まで研修室、俗に言うホールですが、そちらの分のみということで1日当たり3,000円を設定していましたが、今回この3部屋も使えるということになりましたので、1日当たり4,000円に変更し、その冷房料を設定したものでございます。今言った部分が今回の改正点でございます。

附則、この条例は公布の日から施行するということにしております。

以上が、議案第36号 浦臼町ふるさと活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第36号 浦臼町ふるさと活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第36号 浦臼町ふるさと活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第37号

○議 長

日程第10、議案第37号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

議案第37号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公園条例（平成5年浦臼町条例第7号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

エレキボート購入に伴う使用料の新規設定と足踏みボート使用料の改定を行うものでございます。

別紙、参考資料にてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

新旧対照表、右側改正前、上段、バンガロー、摘要欄でございます。利用時間、午後1時からを改正後、午前11時からに改めるものでございます。

これにつきましては、利用者からの要望を取り入れたものでございます。

中段、改正前、足踏みボート欄、2分類を改正後、足踏みボート欄、1分類とし、30分500円、加算使用料250円に改め、エレキボート30分700円、加算使用料、30分を超えるごとに350円加算を新たに加えるものとするものであります。

これにつきましては、電動モーター式2人乗りスワンタイプ1艇の配備により改正するものでございます。

以上が、議案第37号の内容でございます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第37号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第37号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第38号

○議 長

日程第11、議案第38号 第4次浦臼町総合振興計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

まず、説明の前に議案書の訂正箇所がございますので、訂正をお願いしたいと思います。3カ所ございます。

まず、別冊の前期基本計画の6ページをお開き願います。

下から4行目に、「支援新制度」とあり、「新」の字が見え消しで線が引かれておりますけれども、それを削除いただきまして、「支援制度」に訂正をお願いいたします。

6ページの下から4行目に、「支援新制度」とあります。その「新制度」の「新」の字が見え消しになって残っていると思うのですがけれども、その「新」自体を削除いただきまして、「支援制度」というふうに修正をお願いしたいと思います。

次に、30ページをお開き願います。

30ページの下から5行目に、「健診事後」とあり、この「事後」の「事」が見え消しで残っている状況にあります。これ自体を削除いただき、「健診事後」を「健診後」に訂正をお願いしたいと思います。

次に、最後ですけれども、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

参考資料の3ページに、策定作業経過の表がありまして、年月日欄があり

ますけれども、その一番上が「26年2月6日」と表示されております。この「6」を「12」に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、議案書の11ページをお開きください。

大変申しわけありません。今、もう一カ所訂正箇所がありまして、同じく前期基本計画の6ページを再度お開きいただきたいと思います。

ここにも見え消しで残っている箇所が1カ所ありまして、重点施策の上から四つ目の子どもの安全の確保というところの1行目に、「交通安全教室の実施や」とありまして、この「や」が見え消しで残っておりますけれども、この「や」の字を削除いただくようお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第38号 第4次浦臼町総合振興計画の策定について。

第4次浦臼町総合振興計画を別冊のとおり策定することについて、浦臼町議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年浦臼町条例第5号）第2条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、第3次浦臼町総合振興計画の改定版であります浦臼まちづくり中期計画が平成26年度をもって、その計画期間が終了しましたことから、引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図るため、平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10年間を計画期間とする第4次浦臼町総合振興計画を策定いたしたく、浦臼町議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の3ページをごらんください。

まず、第4次浦臼町総合振興計画の策定の経過でございますが、平成26年2月12日に、第1回浦臼町総合振興計画策定委員会を開催いたしました。

この委員会は、参考資料の4から5ページに記載の町民20名の構成となっており、総合振興計画の原案に対しご意見をいただいております。

委員の皆様には、本年5月29日開催の第5回の委員会まで、活発かつ慎重に議論を重ねていただきました。

また、2月には町民の意識やニーズの動向を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために、町民アンケート調査を実施いたしております。調査対象につきましては20歳以上の町民でございます。

送付件数1,500人に対しまして、有効回答数610人、有効回収率40.8%でございました。

7月1日には、第1回浦臼町総合振興計画庁内検討委員会、また7月3日には第1回浦臼町総合振興計画庁内検討部会委員会を開催いたしております。

庁内検討委員会は課長職、庁内検討部会委員会は主幹、係長職による構成

となっており、総合振興計画の原案の作成を行っております。

9月8日から9月10日までの3日間で、町長インタビュー及び各課のヒアリングを実施いたしております。

5月29日からパブリックコメントの募集を実施いたしまして、結果、意見提出をいただいた方はございませんでした。

6月11日には、浦臼町総合開発審議会の諮問を行いまして、答申を経たものでございます。

以上が、策定の経緯でございます。

それでは、第4次総合振興計画案をごらんいただきたいと思います。本計画案につきましては、本町が10年後に目指す姿とそれを実現するための計画の体系や施策の大綱等を示した基本構想に基づき、今後行う主要施策等を示したもので、社会環境の変化に対応できるよう、前期、後期に分けて策定する基本計画に区分してございます。

今回策定いたしました基本計画につきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年を対象とした前期基本計画としてございます。

それでは、まず別冊の序論・基本構想をごらんください。

表紙をめくっていただきまして、目次でございます。第1編の序論につきましては第1章から第3章まで、第2編の基本構想につきましては第1章及び第2章の構成となっておりまして、序論の第1章では計画策定の目的及び計画の愛称、役割、構成と期間といった計画の基本的事項を記載してございます。

本計画につきましては、現行計画を継承、発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、計画的かつ総合的に町政の発展を図るための経営指針として策定するとしており、愛称を浦臼チャレンジプランとしてございます。

第2章では、本町の位置と地勢等及び人口の状況を記載してございます。

第3章では、新たなまちづくりに向けた本町の生かすべき特性・資源、踏まえるべき町民の意識と期待、新たなまちづくりへの主要課題を記載しております。

次に、第2編、基本構想の最終ページ、43ページに第4次浦臼町総合振興計画「うらうすチャレンジプラン」序論・基本構想の構成に全体の要約を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

踏まえるべき町民の意識と期待につきましては、町民アンケート結果を掲載しており、町への愛着度と今後の定住意向につきましては、町に愛着を感じているが67.6%、これからも町に住みたいが55.9%で、愛着度、定住意向ともに、女性、若い年代では低くなっております。

次に、町の各環境に関する満足度、不満度と重要度につきましては、満足度が高い順から、上水道の整備状況、ごみ処理・リサイクル等の状況、雪対策の状況となっており、不満度が高い順から、商業振興の状況、雇用対策の状況、路線バスの状況となっております。

また、重要度が高い順からは、雪対策の状況、消防・救急体制、医療体制

の順となつてございます。

新たなまちづくりへの主要課題につきましては、最重要課題を人口減少を食いとめることとし、本町の特性、資源や時代潮流、町民の意識と期待を総合的に勘案し、6項目の新たなまちづくりへの主要課題にまとめてございます。

主要課題の一つ目につきましては、まちづくりの中心である農業の振興を柱とした持続可能な浦臼産業の育成、二つ目は急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉体制、子育て支援体制の一層の充実、三つ目につきましては時代を担う子供たちの育成と町全体の活性化に向けた教育・文化環境の充実、四つ目が環境保全と安全性を重視した、住んでみたくなる生活環境づくり、五つ目が人々の定住・移住・交流を促進する、便利で安全な生活基盤づくり、六つ目が町民と行政の協働のまちづくり、行財政改革の推進としてございます。

基本構想の第1章では、まちづくりの基本原則、将来像、人口目標といった浦臼町が目指す姿につきまして記載しており、まちづくりの基本原則を①「定住の地」として選ばれるまちづくり②「農と自然」とともに生きるまちづくり③「人と人の絆」を育てるまちづくりとし、平成36年度の人口目標を1,800人としてございます。

第2章では、計画の体系と施策の大綱について記載をしております。

町民アンケート調査の結果に基づいて設定いたしました6項目の基本目標として、①豊かで活力に満ちた産業の町②だれもが元気になる健康・福祉の町③明日を担う人をはぐくむ教育・文化の町④美しく安全・安心な生活環境の町⑤定住と交流を支える基盤が整った町⑥みんなでつくる自立した町を掲げ、各項目に対応する施策の大綱を定めてございます。

次に、別冊の第3編の前期基本計画をごらんください。

表紙をめくっていただいて、目次でございます。

序論といたしまして、前期5年間の重要テーマと重要施策を記載してございます。これにつきましては人口減少社会を踏まえ、成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する地方人口ビジョン及び地方版総合戦略においても取り組むべき前期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的戦略的に取り組む重点テーマを定めるとともに、その実現をリードする重点施策を抽出したものでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページをごらんください。

重点テーマにつきましては、三つの重点テーマを掲げております。

4ページをお開き願います。

重点テーマ1につきましては、快適定住環境のまちづくり。定住環境の向上と移住・定住の促進でございます。

これは本町の最重要課題である人口減少の抑制を目指し、安全・安心な生活環境づくり、定住基盤となる住宅・宅地の提供、移住・定住支援をリードする施策を重点的に推進しようとするものでございます。

重点テーマ1の重点施策といたしましては、町立診療所の充実、防災体制の確立、防災拠点施設・避難所の整備、防犯体制・活動の強化及び推進、公営住宅の整備・適正管理の推進、宅地の確保、住宅新築等への支援、移住・定住の促進、公共交通の維持及び利便性の向上の九つの重点施策を掲げてございます。

重点テーマ2につきましては、「農」と「交流」のまちづくり。農業の振興と交流人口の増加でございます。

これは本町のまちづくりの中心である農業の振興とにぎわいと活気の再生と創造に向けた交流人口の増加を目指し、農業の維持及び新たな展開、観光機能の強化をリードする施策を重点的に推進しようとするものでございます。

重点テーマ2への重点施策といたしまして、多様な農業担い手の育成・確保、農業生産の効率化・省力化・低コスト化の支援、農村の所得向上、道の駅つるぬまを中心とした観光拠点の整備、地域観光・交流資源の活用、PR活動の推進の六つの重点施策を掲げてございます。

6ページをお開き願います。

重点テーマ3につきましては、「子ども」が輝くまちづくり。子育て・保育・教育環境の充実でございます。

これは、子供が一人でも多く生まれ、健やかに育ち、あすの本町の力・財産として成長していくことができるよう、子育て・保育環境の充実、教育環境の充実をリードする施策を重点的に推進しようとするものでございます。

重点テーマ3への重点施策といたしまして、認定こども園の開設と保育サービスの充実、地域における子育て支援サービスの充実、保護者や子供の健康の確保及び推進、子供の安全の確保、教育内容の充実、保護者負担軽減対策の充実の六つの重点施策を掲げてございます。

以上が、序章についての内容でございます。

目次に戻っていただきまして、第1章の豊かで活力に満ちた産業のまちから、第6章のみんなでつくる自立したまちまでにつきましては、第2編の基本構想第2章の町民アンケート調査の結果に基づいて設定した6項目の基本項目を各章のタイトルとしており、各章におきまして関連する施策分野における現状と課題、目標を達成するための主要課題を記載してございます。

以上が、議案第38号 第4次浦臼町総合振興計画の策定についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

大変多くの時間と労力とを要しながら、総合振興計画ということで、今回

提出されましたけれども、私個人の希望としては、やはり第1回定例会でこれを示して、予算関連と位置づけた中でどのような位置づけがあるのかというのをぜひ伺いたかったというのが本音でありますけれども、何点か伺いたしたいと思います。

先ほどの一般質問の中でもあったのですが、これから総合戦略審議会が16名の編成でできました。

今回浦臼町総合振興計画については策定委員会が20名をもって、来年までの任期ということで書かれています。

それで、この策定委員会がつくったものを浦臼町総合開発審議会が諮問したのだと思うのですが、浦臼町総合開発審議会の任期は来年の4月まであります。

それでは、浦臼町総合戦略審議会は話し合いの内容というものはどういうもので、こちらの今回の振興計画との整合性というのですが、その違いというのはどういうものなのかがちょっとよくわからないものですから説明を1点いただきたいと思います。

それから、今回テーマ、うらうすチャレンジプランということでございますけれども、日ごろ斉藤町長、チャレンジという言葉の中で多く使っていらっしゃるけれども、今回この総合振興計画の中でうらうすチャレンジプランという名称の中で、その意向が活かされている計画、この中にもし、こうして私はやりたいのだということでお示しいただけるのであれば、大まかで結構ですけど、教えていただきたいなと思いますけれども、この2点でお願いします。

○議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

柴田議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

まず、総合戦略の部分ですけれども、これにつきましては総合振興計画とは若干違っていて、どちらかというと人口減少問題を克服するために何をするかという部分に重きを置いてございます。

第1回の総合戦略会議、今月15日に策定しまして、そこで資料、スケジュール等をお配りしているのですが、その中で基本目標といたしましては四つ掲げてございまして、地方における安定した雇用を創出する、それから二つ目としまして地方への新しい人の流れをつくる、それから三つめとしまして、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、それから四つ目としまして、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するというような形になってございます。

整合性という意味では、あくまでも総合振興計画が上位の計画となつてございますので、万が一振興計画と整合性のとれないような部分があった場合には、その総合戦略の方において整合性を保つような内容をあくまでも維持するか、それとも整合性がとれない部分があれば、総合振興計画の改正で、

それが基本構想なり基本計画にかかってくる部分であれば、総合変更との重要度にもよりますけれども、重要な部分であれば再度その変更については議会の議決をいただくというような形になったと思います。

以上でございます。

○議長

町長。

○町長(斉藤純雄君)

これは10年間の町の振興計画ですから、総合的にすべての分野を網羅をしているということで、つくる場合に私のインタビューみたいなところはありましたけれども、一般論的なことで、これを10年絶対やるとか、そういうことの話は限定しておりません。以上です。

○議長

ほかに質疑ありますか。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

正直なところよくわからなかったのです。

結局、策定委員会というのは、福祉のまちづくり委員がある程度主体になった構成をしていて、ほぼこの振興計画に沿った形の中で、これから見直しも含めてやっていこうといういわゆる町の柱だと思うのですね。

内容が違おうといっても、例えば雇用であったり、人の交流もこの中にも含まれていますし、そういう重複した会議をあちらこちらで持って、果たしてそれで一本化したまちづくりができるものなのかということがちょっといいのかなと。

ただ、会議ばかり審議会、審議会であちこちにつくって、内容の政策的なものを審議したとしても、その整合性的なものが本来できなければだめだと思うのですね。

メンバーもほとんど変わるわけですよ。戦略会議のメンバーとこちらの策定委員会の会議のメンバーも違いますしと考えていくわけですか。

○議長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

まず、総合振興計画の委員さんにつきましては、まちづくり委員さんを中心といたしまして、町民の方々に委員さんということでなっていて、実際にいろんな意見をいただいて、ここまで仕上げてまいりました。

総合戦略の方につきましては、国ではある程度その指針が示されておりまして、住民のみならず産業界、産官学金労言というような表示をしていまして、ただその労言、労働者組合、それから言語でマスコミについては、うちの総合戦略会議の方には入っていないのですけれども、その中でなるべく網羅しなさいというような形になっております。

ですから、総合戦略会議につきましては、町民代表の方もいらっしゃるま

すけれども、幅広くいろんな分野の方から意見をいただいて、町職員中心になって、その原案はつくりましますけれども、例えばいろんな分野の立場から、もしかすると新しいアイデアだとか、そういうものがいただけるかもしれない、その議論の中で出てくるかもしれないというような、そういうような期待もございます。

我々役場の職員が思いつかない部分だとかというのも、その産業界の方々の発想だとかというものを組み入れて、その人口減少をどう抑えるかということで、重複する部分はあるかもしれませんが、その総合戦略につきましては計画の中のある一部分に特化して、各その専門的なところで取り組んでいられる方々の意見を酌み取りながら、実効性のあるものにしていきたいというような、そのような違いがあるかと思えます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

自分としては、先日も協議会るときで言ったのですけれど、この町にとっては柱は農業なのだということはこちらでも書いてあるとしてもわかるのですね。

ただ、これを見ていったときに、では果たして農業そのものに対する内容についてはどうなのかということ、それほど議論されていないのではないかというのが正直な印象です。

あのときも言ったとおり、自分も以前、これから農家も高齢化になっていくのですよと。将来町の試算では80歳まで農家やった場合にどうなのか、その後余った人はどうなのかという、1回つくってもらったことありますけれど、その時点でもう200ヘクタール以上の農地が将来余るのではないかという試算がされたわけですね。

ですから、もう振興よりもどういかに守るかという形の中で取り組んでいかなければいけないのではないかというぐらい、やっぱり農業の高齢化も進んでいるということが、やはり大前提になると思えます。

だから、そこら辺のところをもう一度審議、これから具体的な内容に入ると思うのですけれども、より練っていただくことを希望します。

○議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

今後審議の中でそういった部分も出るとおられます。

それから、今回の総合戦略につきましては、国からの指針の中に行政と議会が両輪となっているような表現もございます。全員協議会でお示ししたとおり議員の皆様にも何かしらお諮りする、というようなスケジュールとなっておりますので、またそのようなご意見も賜りたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第38号 第4次浦臼町総合振興計画の策定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第38号 第4次浦臼町総合振興計画の策定については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第39号

○議 長

日程第12、議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○産業建設課長(大平英祐君)

議案第39号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、昭和39年4月1日浦臼町条例第16号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき提案するものでございます。

1の名称・種類・数量につきましては、ロータリー除雪車(13トン級)1台でございます。

2の契約の目的につきましては、冬期間の町道等の除雪とし、平成27年度社会資本整備総合交付金事業でございます。

3の契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

4の契約の金額につきましては3,399万8,400円、うち消費税額251万8,400円でございます。

5の契約の相手方につきましては、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北

海道川重建機株式会社代表取締役大滝幹夫氏でございます。

以上が、議案第39号の内容でございます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第39号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第39号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第40号

○議 長

日程第13、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内次長。

○教育委員会事務局次長（竹内富美代君）

議案第40号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 斉藤純雄

昭和39年浦臼町条例第16号議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1、契約の目的、平成27年度浦臼小学校校舎大規模改修工事。工事概要は外壁塗装、屋上改修、アルミサッシ改修等でございます。

2、契約の方法は、最低制限価格を適用いたしました5社による指名競争入札でございます。

3、契約の金額7,020万円、うち消費税額520万円。

4、契約の相手方、三鉦・今田経常建設共同企業体。代表者、砂川市東1

条南18丁目1番31号、三鉦建設株式会社代表取締役三塚郁夫。構成員、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地112、株式会社今田建設代表取締役今田幸男でございます。

以上が、議案第40号 工事請負契約の締結についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第40号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第40号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第41号

○議 長

日程第14、議案第41号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○長寿福祉課長（大平雅仁君）

議案第41号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約を次のように変更する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、介護保険法の改正に伴い、低所得者の介護保険料軽減に要する経費にかかわる新たな負担金が生じたこと、並びに地域支援事業に要する経費にかかわる規定文言の改正が必要となったため、規約別表を変更したいとするものでございます。

変更部分につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。別

添の参考資料6ページをお開きください。

6ページに今回の規約の新旧対照表がございます。主に改正後の方をごらんいただきたいと思います。

今回の変更部分でございますが、別表第2項第2号に③としまして、低所得者の介護保険料軽減に要する経費という文言、また介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第124条の2第1項により算定した額から同条第2項及び第3項の国庫支出金及び道支出金を控除した額を負担額とするという文言を新たに加えさせていただいております。

もう一つの変更部分は、その次の（3）地域支援事業に要する経費という部分で、①と②がございますが、改正前と改正後をごらんいただき、このように文言を改正したということでご理解いただければと思います。

附則、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上が、議案第41号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第41号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第41号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第42号

○議 長

日程第15、議案第42号 空知教育センター組合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第42号 空知教育センター組合格約の一部を改正する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、空知教育センター組合格約を次のとおり改正する。

平成27年6月23日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、並びに同法施行令の一部改正に伴います所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の9ページをお開き願います。

解職の請求に関する事務等を処理する選挙管理委員会を定める第9条第3項の規定におきまして、根拠法令の改正による条ずれの解消のため、「第14条の2」を「第15条」に改め、また法改正に対応し、教育委員会の「委員」を教育委員会の「教育長又は委員」に改めるものでございます。

この規約につきましては、北海道知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第42号 空知教育センター組合格約の一部を改正する規約についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第42号 空知教育センター組合格約の一部を改正する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第42号 空知教育センター組合格約の一部を改正する規約については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第4号

○議 長

日程第16、発議第4号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第4号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

◎日程第17 所管事務調査

○議 長

日程第17、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から、閉会中の事務調査について会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第18 議員の派遣について

○議長

日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成27年第2回浦臼町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時46分